資料１

関西広域連合

令和２年 12 月 19 日
広　域　防　災　局

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

（第 12 回　関西広域連合　新型コロナウイルス感染症対策本部会議）

【議事】

・　関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

・　新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について

・　大阪府への看護師派遣等について

・　「関西・年末年始緊急宣言（案）」について

［資　料］
別添１－１　関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
別添１－２　関西府県の対処方針
別添１－３　構成団体の新型コロナウイルス感染症に関する経済対策等の状況
別添２　　新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
別添３　　大阪府への看護師派遣等
別添４　　全国知事会緊急提言等
別添５　　「関西・年末年始緊急宣言（案）」

別添１－１

関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

１．感染者の現状

12 月 15 日 0:00 時点

区　分			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
新規感染患者数			869	3,307	25,114	7,403	1,512	557	68	187	39,017	100
内訳	1/28～6/15		100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	8.0
	6/15～10/24		437	1,611	10,189	2,427	533	207	32	159	15,595	40.0
	10/25～		332	1,336	13,138	4,277	887	287	33	23	20,313	52.0
全療養者			71	480	4,144	829	259	64	9	3	5,859	15.0
内訳	入院	重症 ※1	1	8	156	44	7	4			220	0.6
		中等症・軽症・無症状	53	148	864	448	186	60	9	3	1,771	4.5
	自宅療養		1	175	1,458						1,634	4.2
	宿泊療養		16	80	803	273	66				1,238	3.2
	調整中			69	863	64					996	2.6
退院			787	2,785	20,549	6,462	1,238	486	59	175	32,541	83.4
死亡			11	42	421	112	15	7		9	617	1.6

※1 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な方を計上。

２．感染経路（10月25日以降 ※2）

12月15日0:00時点

区　分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	11	81	8	89	156	9	2		356	1.7
家族	98	332	2,006	733	221	73	4	1	3,468	17.1
医療施設	31	59	574	499	15	14			1,192	5.9
社会福祉施設	6	47	921	288	12	12			1,286	6.3
学校	19	66	185	105	21	5			401	2.0
職場（上記以外）	23	110	70	414	83	27	2	21	750	3.7
濃厚接触者等（上記以外）	36	95	2,390	172	36	104	11	1	2,845	14.0
感染経路不明(調査中含む)	108	546	6,984	1,977	343	43	14		10,015	49.3
合計	332	1,336	13,138	4,277	887	287	33	23	20,313	100

※2 10 月 25 日とは、それまでの小康状態(80 人前後)から、新たな継続的増加が見られるようになった日

参考（6月16日～10月24日まで ※3）

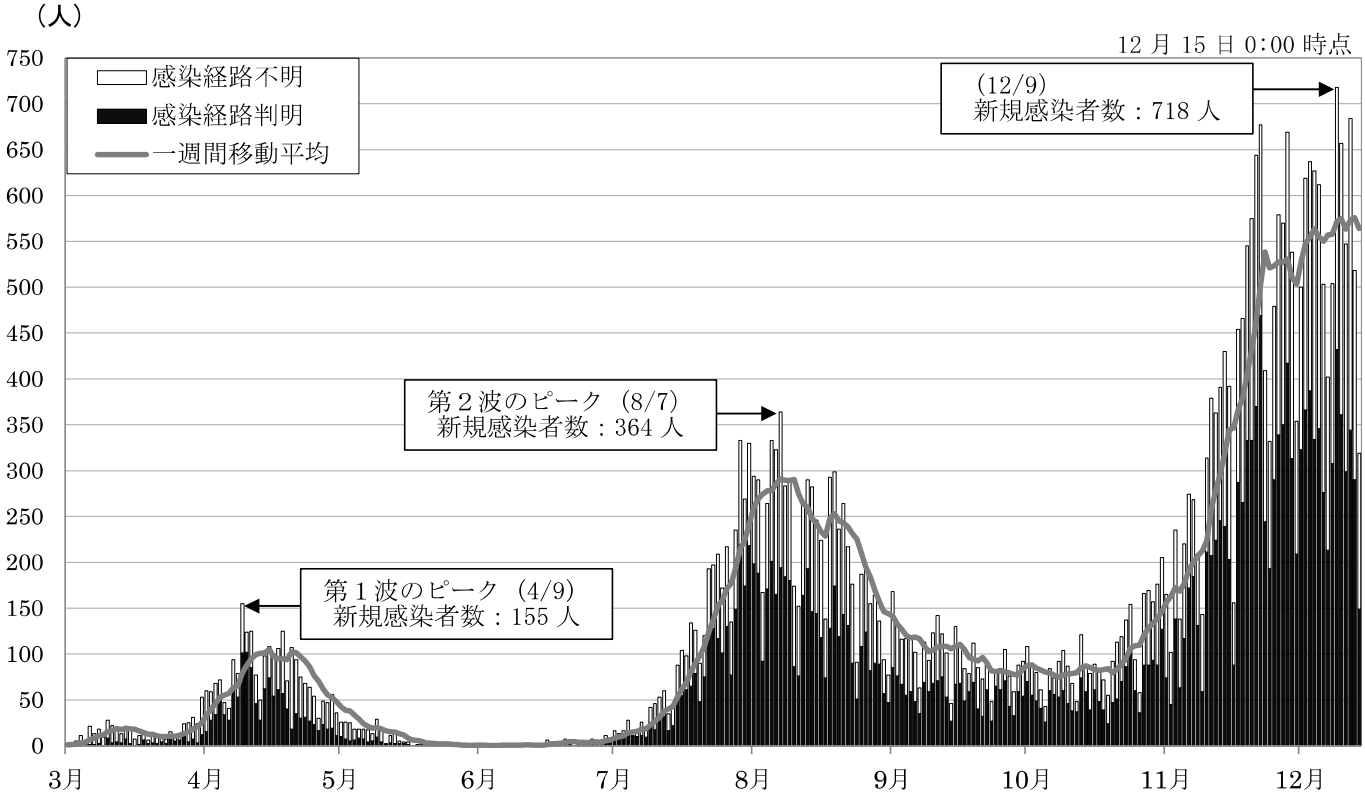
10月25日0:00時点

区　分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	23	242	45	120	146	35	3	22	636	4.1
家族	67	341	1,176※4	362	76	58		17	2,097	13.4
医療施設	41	89	373	78	9	2		13	605	3.9
社会福祉施設	65	50	397	89	13	2		26	642	4.1
学校	15	91	69	63	69	3		18	328	2.1
職場（上記以外）	15	87		163	56	19	2	31	373	2.4
濃厚接触者等（上記以外）	109	105	1,633	492	38	74	20	4	2,475	15.9
感染経路不明(調査中含む)	102	606	6,496	1,060	126	14	7	28	8,439	54.1
合計	437	1,611	10,189	2,427	533	207	32	159	15,595	100

※3　6 月 16 日とは、それまで０～２人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

※4　10 月 13 日時点

３．関西圏域における新型コロナウィルス感染症の新規感染者数の推移



（構成府県の公表資料より集計）

４．関西圏域におけるステージ(※6)判断指標の状況

12 月 15 日 0:00 時点

府県	人口（千人）	医療提供体制					監視体制	感染状況		
		全体病床		重症病床		療養者数（対人口10万人）	PCR検査陽性率	直近1週間の陽性者数（対人口10万人）	陽性者数の前週比	感染経路不明者の割合
		確保病床使用率	確保想定病床使用率	確保病床使用率	確保想定病床使用率					
滋賀県	1,414	12.6%	12.0%	2.2%	1.4%	5.0	2.3%	3.0	1.0	30.2%
京都府	2,583	22.9%	20.8%	9.3%	9.3%	18.6	7.3%	16.4	2.0	40.7%
大阪府	8,809	69.4%	63.2%	39.4%	39.4%	47.0	7.9%	27.0	1.0	49.4%
兵庫県	5,466	73.3%	73.3%	40.0%	36.7%	15.2	8.9%	15.7	0.9	37.3%
奈良県	1,330	41.3%	38.6%	25.9%	25.9%	19.5	7.1%	13.7	1.0	36.8%
和歌山県	925	27.8%	16.0%	17%	10%	6.9	5.2%	5.4	0.9	14.0%
鳥取県	556	2.9%	2.9%	0%	0%	1.6	1.6%	0.7	0.0	50.0%
徳島県	728	1.5%	1.5%	0%	0%	0.4	1.4%	0.3	0.3	0.0%
関西計	21,811	44.7%	40.6%	29.0%	27.1%	26.9	7.7%	18.1	1.0	44.6%

〈ステージ判断基準〉

ステージⅢ（感染急増）	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ（感染爆発）	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	25人以上	10%	25人以上	1倍超	50%

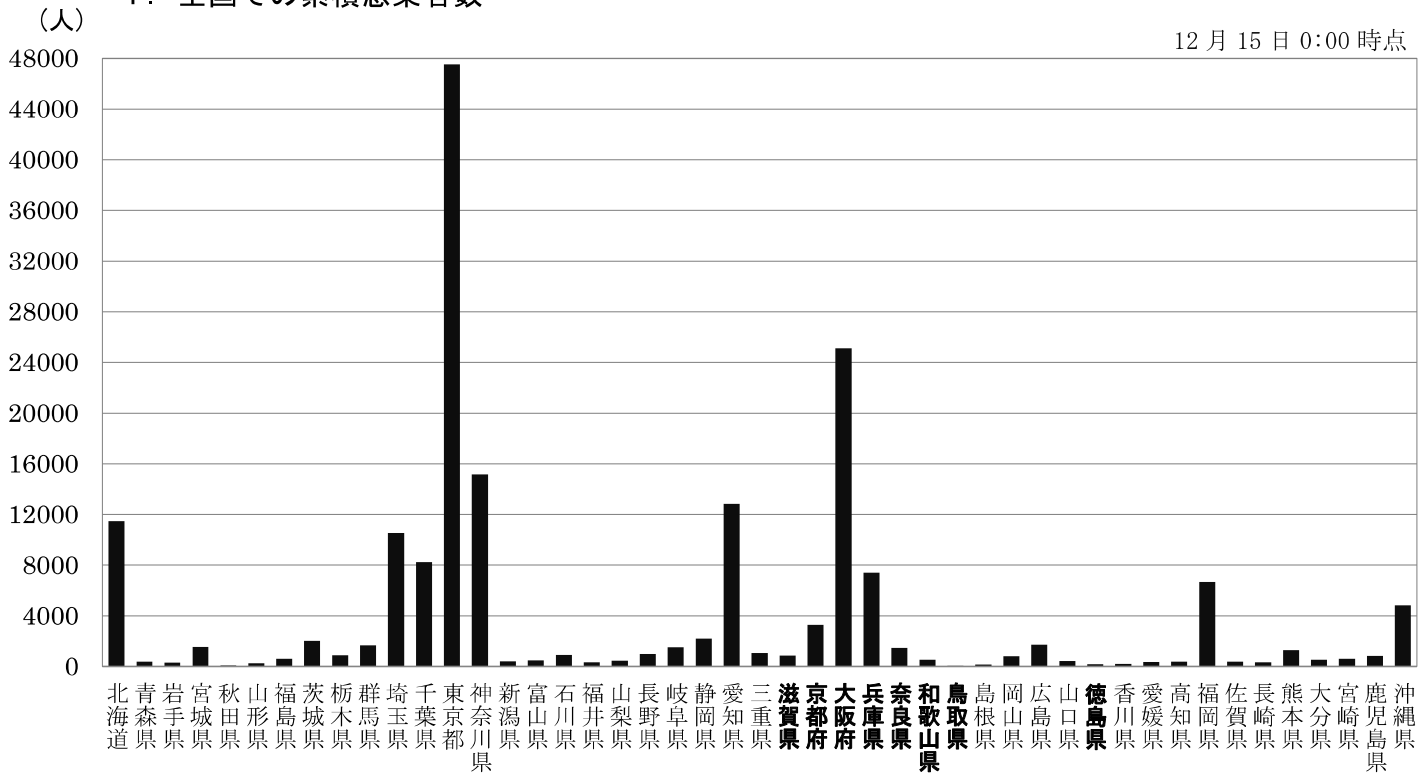
※6 ステージは、ステージⅠ（感染ゼロ・散発）、ステージⅡ（感染漸増）を合わせた４段階

※7 滋賀県の PCR 検査実施件数は現在集計中のため、陽性率は 11 月 3 日時点の数値

（出所）政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

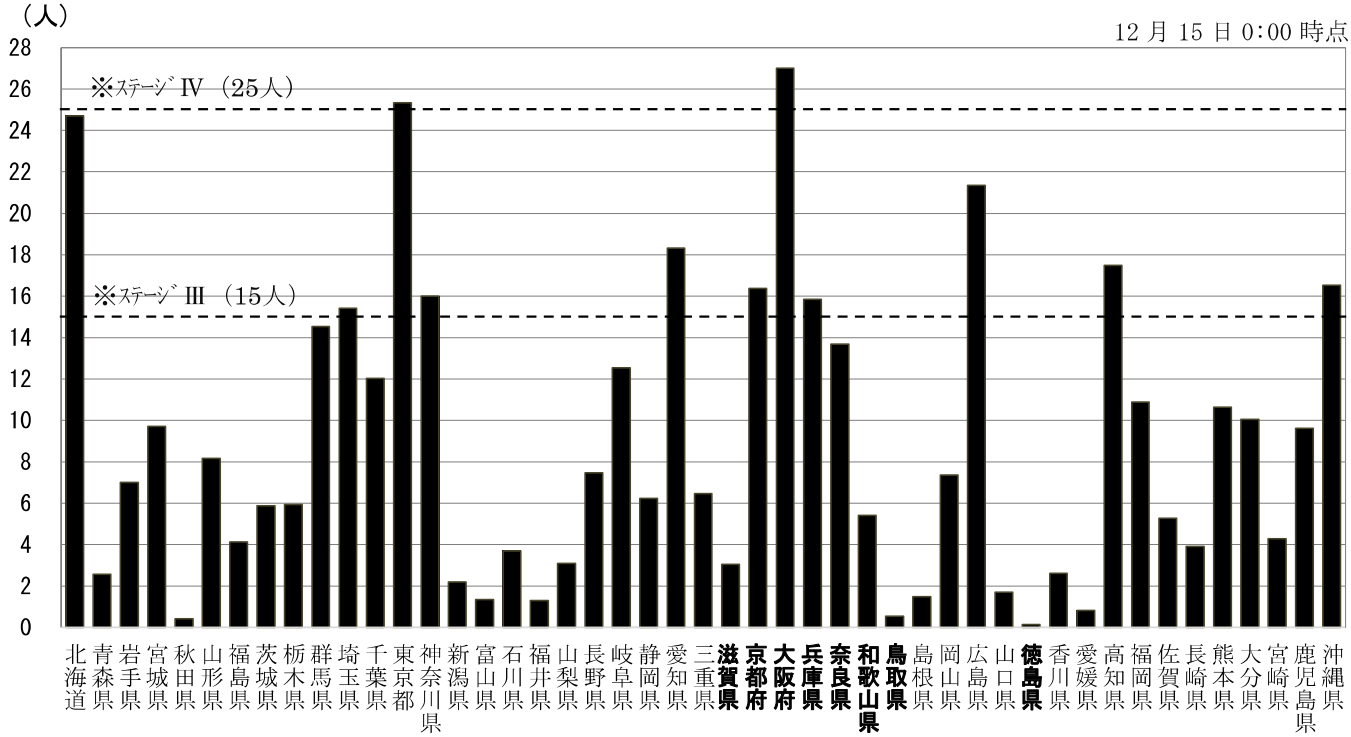
（参考）全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

１．全国での累積感染者数



（NHK 報道資料より集計）

２．人口10万人に対する直近１週間の感染者数(12/8～12/14)



※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会　ステージ判断基準

（NHK 報道資料より集計）

別添１－２

関西府県の対処方針（12 月 15 日時点）

令和２年 12 月 19 日
広 域 防 災 局

滋賀県

自粛要請・解除の判断基準

・国の判断基準をベースにステージⅠ・Ⅱに独自の指標を追加したものに見直し(10 月 15 日)

＜現状＞11 月 17 日以降、　注意ステージ（ステージⅡ）

＜基準＞

判断指標			特別警戒ステージ（ステージⅣ）	警戒ステージ（ステージⅢ）	注意ステージ（ステージⅡ）	滋賀らしい生活三方よしステージ～新しい生活様式の実践～（ステージⅠ）
			大規模かつ深刻なｸﾗｽﾀｰ連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合	病床全体	・最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
		うち重症者用病床	・最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	②療養者数(入院＋自宅＋宿泊)		人口 10 万人当たりの全療養者数 25 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 15 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 2 人以上	人口 10 万人当たりの全療養者数人未満
体監制視	③PCR 等陽性率		・10%以上	・10%以上	・2%以上	・2%未満
感染状況	④新規報告数		25 人/10 万人/週以上	15 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週以上	2 人/10 万人/週未満
	⑤直近１週間と先週１週間の比較		直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	－
	⑥感染経路不明割合		50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】
・大阪府・京都府等の近隣府県の感染状況
・入院患者受け入れ病床の稼働率（ピーク時の入院患者受け入れ病床数）
・感染経路不明の患者数・実行再生産数（Rt）・K 値・濃厚接触者を除くＰＣＲ等陽性率

府県民への要請

＜注意ｽﾃｰｼﾞ（ｽﾃｰｼﾞⅡ）＞

○感染対策の徹底
・基本的な感染対策の徹底（手洗い、マスクの着用、３つの密の回避など）
・家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
・家族以外の方と接する場面（会食、寮などの共同生活、休憩室等）では、感染リスクが高まる「５つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
・感染者が多数確認されている地域では、より注意して行動
・発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

○大阪府をはじめとする感染拡大地域(※)および京都府への飲食やレジャーなど、不要不急の外出は極力控える（12 月 16 日から）
※飲食店の営業時間の短縮の要請等がなされている地域など

事業主への要請

＜注意ｽﾃｰｼﾞ（ｽﾃｰｼﾞⅡ）＞

○施設・事業所における感染防止策の徹底
・業種別感染拡大予防ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
・新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染拡大防止ｼｽﾃﾑ「もしサポ滋賀」導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示
・テレワーク・時差出勤の推進

＜イベントを開催する場合の目安の設定＞
当面来年２月末まで、必要な感染防止策が担保される場合は、収容率と人数上限の小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)とする

○収容率の目安
①大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの　⇒100%以内
・ｸﾗｼｯｸ音楽ｺﾝｻｰﾄ、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等
・飲食を伴うが発声はないもの（12 月 1 日から適用）
②大声での歓声・声援等が想定されるもの　⇒50%以内
・ﾛｯｸ、ﾎﾟｯﾌﾟｺﾝｻｰﾄ、ｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ、公営競技、公演、ﾗｲﾌﾞﾊｳｽ・ﾅｲﾄｸﾗﾌﾞでのｲﾍﾞﾝﾄ等
(※) 異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。

○人数上限の目安
①収容人数10,000 人超　⇒収容人数の50%
②収容人数10,000 人以下⇒5,000 人

○大規模ｲﾍﾞﾝﾄにおける感染防止策の事前相談
・全国的な移動を伴うｲﾍﾞﾝﾄや参加者が 1,000 人を超えるｲﾍﾞﾝﾄを開催予定の場合の県新型ｺﾛﾅ対策相談ｺｰﾙｾﾝﾀｰへの相談

その他

＜滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～＞

○「家」でよし
①毎朝、健康ﾁｪｯｸし、発熱がある場合は自宅で休む
②家に帰ったらまず丁寧に手洗い
③こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整
④免疫力を向上させる健康づくり
⑤毎日、滋賀県などの感染情報を確認
⑥通販も利用する

○「外」でよし
①症状がなくてもﾏｽｸを着用し、咳ｴﾁｹｯﾄの徹底
②人との間隔は、できるだけあける
③混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
④感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える
⑤会話をする際は、可能な限り真正面は避ける
⑥ビワイチなどにより、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進につなげる
⑦新しい旅のエチケットの実践

○「社会（滋賀）」よし
①感染者が多数発生している地域への移動は極力控える
②発症した時のため、自分の行動を残す
③ﾃﾚﾜｰｸやﾛｰﾃｰｼｮﾝ勤務の活用
④業種別感染拡大予防ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの遵守
⑤「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
⑥接触確認アプリ「COCOA」の導入
⑦今こそ、一人も取り残さない

京都府

自粛要請・解除の判断基準

新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標

＜基本的な考え方＞
医療・検査体制の充実や、感染拡大予防の取組の進展等の状況変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。

＜現状＞11 月 17 日以降、特別警戒基準

＜基準＞

	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準
指標	・新規陽性者２名以上 かつ ・感染経路不明者１ 名以上（直近７日間の移動平均値）	・新規陽性者 5 名以上 かつ ・感染経路不明者 2 名以上 又は ・重症者病症使用率 20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者 10 名以上）を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者 20 名以上 又は ・重症者病床使用率 40% ※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）
対策	－	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携
対策	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策　等

・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか（前週増加比 1 以上）や、PCR 検査の陽性率（7 日間移動平均）を併せてモニタリングする。
・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR 検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。
・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。

＜重点ターゲット＞
感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための３つの重点ターゲット
①　飲食店における感染防止対策
②　大学生等における感染防止対策
③　高齢者等、重症化リスクのある方の感染防止対策

府県民への要請

＜最新の感染状況を踏まえた感染防止対策＞
医療崩壊を防ぐための緊急要請（12/9～）
○感染拡大地域への不要不急の外出自粛
・大阪府などの感染拡大地域※への不要不急の外出を極力控えること。特に飲食機会においては、厳重に注意すること
（※飲食店等の営業時間短縮等を要請している都道府県）
・他の地域や府域内の往来についても必要性を改めて検討して行動すること

○飲食機会における感染防止の徹底
・ガイドライン推進宣言事業者ステッカー掲示店舗の利用を徹底すること
・大人数での大声での会話・歌唱を伴う宴会・飲み会は控えること
・宴会・飲み会の時間は２時間を目安とすること
・発熱等の症状がある場合は、参加を控えること
・４人以下の単位となるよう、パーティションやテーブル等で分割すること。

＜新しいライフスタイルの要請＞（9/25～）
感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、府民一人ひとりに新しいライフスタイルの実践を要請

○感染防止の３つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を実践すること
○換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密着場面を避けること
○発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。
○店舗等を利用する場合は、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示施設を利用し、「ことろ」等接触確認アプリを活用すること
○新型コロナは、誰もが感染しうる病気であり、感染者等に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に行わないこと

事業主への要請

＜安心して飲食店を利用するために＞
①　飲食店に対するガイドライン遵守の要請
・ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ推進京都会議によるｽﾃｯｶｰの掲示の徹底
・府警・保健所の立入調査等に機会を活用したガイドライン遵守啓発
・府警本部が実施する社交飲食店等への管理者講習の機会を活用したガイドライン遵守啓発
・対策チームによるクラスター発生店舗、感染防止対策不備店舗等へのガイドライン徹底指導
②　接触確認アプリ等の普及推進
・「ここところ」等の接触確認アプリの利用者、登録店舗等の一層の拡大と感染者との接触が確認された利用者に対する PCR 検査の徹底

＜イベント開催時の感染拡大防止＞
○イベントの開催制限
必要な感染防止策が担保される場合は、国の示した目安を踏まえ、当面来年 2 月末までの規模要件を以下の取扱とする。
【収容率要件】
①大声での歓声・声援等が想定されない
→収容定員の 100%以内
②大声での歓声・声援等が想定される
→収容定員の 50%以内
【人数上限】
①収容人数 10,000 人超→収容人数の 50%
②収容人数 10,000 以下→5,000 人

○催物開催に関する留意事項
イベント主催者等は、国が示した感染防止策を実施すること。

○府への事前相談
全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口に相談すること

その他

＜大学生の感染防止の徹底＞
医療崩壊を防ぐための緊急要請（12/9～）
・各大学は、各々の特性を踏まえ、危機感を持って感染防止策を策定し、高等教育機関として責任を持って全学生の生活全般に対して感染防止行動を徹底させること
・大学生にあっては、課題活動、アルバイト、飲食機会、寮生活等、日常生活の全般において、一人ひとりが社会の一員であるという自覚を持って行動すること
・大学保健ｾﾝﾀｰにおいて学生の感染防止状況等を迅速に情報共有し、保健所との連携を強化すること

＜高齢者等の感染防止の徹底＞
医療崩壊を防ぐための緊急要請（12/9～）
・医療機関、高齢者施設等への面会を自粛すること
・高齢者等重症者リスクのある方は、人混みなどへの外出を控えること
・高齢者等に会う際は、身内であっても厳重に体調管理するとともに、感染防止対策を徹底すること

大阪府

自粛要請・解除の判断基準

大阪モデル

＜基本的考え方＞

○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。

○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。

＜モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方＞

○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」「非常事態（赤色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。

○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。

＜現状＞12月４日よりレッドステージ（非常事態）へ移行。
（重症病床使用率が上昇傾向にあり、「府民に対する非常事態の基準」に達する見込みであることから、12月３日第31回対策本部会議において決定。12月８日に基準である70%に到達。）

＜基準＞

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準
(1)市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者７日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数７日間移動平均	①　２以上 かつ ②10人以上	－		②10人未満
(2)新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上 かつ 後半３日間で半数以上	－		－
	④直近１週間の人口10万人あたり新規陽性者数	－	－		0.5人未満
(3)病床のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	－	70%以上 （警戒（黄色）」信号が点灯した日から25日以内）	７日間連続60%未満	60%未満

【参考指標】
- 確定診断検査における陽性率の７日間移動平均
- 新規陽性者における感染経路不明者の割合

府県民への要請

＜府民へのよびかけ＞

ﾚｯﾄﾞｽﾃｰｼﾞ（非常事態）の対応方針に基づく要請
〔区域〕大阪府全域
〔期間〕12月16日～12月29日
〔実施内容〕（特措法第24条第９項に基づく）
○不要不急の外出を自粛する
○「５人以上※１」「２時間以上」の宴会・飲み会は控える（※1家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない）
○GoToEatｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業で付与されたﾎﾟｲﾝﾄ又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業で付与されたﾎﾟｲﾝﾄを利用した飲食を控える（要請期間の開始は11月27日から）
○重症化ﾘｽｸの高い方（高齢者、基礎疾患※２のある方等）は、不要不急の外出※３を控える
（※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者）(※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く）
○「静かに飲食」
○「マスクの徹底」
※『感染リスクが高まる「５つの場面」』（政府分科会による提言）では特に徹底する。
○高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染ﾘｽｸの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診する。
○３密で唾液が飛び交う環境を避ける。
○業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを遵守（感染防止宣言ｽﾃｯｶｰの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛

事業主への要請

＜イベントの開催（府主共催を含む）＞

○業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの遵守を徹底、国の接触確認ｱﾌﾟﾘ「COCOA」、大阪ｺﾛﾅ追跡ｼｽﾃﾑの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
○開催制限
- 業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和２年11月12日付国事務連絡「来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」」のとおり
- 全国的な移動を伴う又は参加者が 1,000 人を超えるようなｲﾍﾞﾝﾄを開催する際には、そのｲﾍﾞﾝﾄの開催要件等を、大阪府に事前相談
- 国が業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応
- 適切な感染防止策が実施されていないｲﾍﾞﾝﾄや、ﾘｽｸへの対応が整っていないｲﾍﾞﾝﾄは、開催自粛を要請することも検討

＜施設への休業・営業時間短縮要請＞

〔区域〕大阪市全域
〔期間〕12月16日～12月29月
〔対象施設〕
①接待を伴う飲食店(キャバレー、ホストクラブ等)、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ、カラオケ店等)
（※特措法施行令第11条第１項各号に掲げる施設）
②その他の酒類提供を行う飲食店(居酒屋等)
〔実施内容〕（特措法第24条第９項に基づく）
- ①のうち、業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設に対して休業を要請
- ①のうち、業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを遵守している施設及び②に対し営業時間短縮（５時～21 時）を要請

＜施設（府有施設を含む）＞

○業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの遵守
○飲食店においては以下に留意する
- パーテーションの活用
- 会話の際は、ﾏｽｸ・ﾌｪｲｽｼｰﾙﾄﾞを着用（食事中のﾏｽｸの活用を含む）
- 斜め向かいに座る
- CO2 ｾﾝｻｰ等を活用し、換気状況が適切か確認

○休憩室、喫煙所、更衣室などでのﾏｽｸを外した状態での会話は控える
○国の接触確認ｱﾌﾟﾘ「COCOA」、大阪コロナ追跡ｼｽﾃﾑの導入、名簿作成など追跡対策をとる

その他

＜要請を踏まえ各団体等に特にお願いしたいこと「高齢者施設、医療機関等へのお願い」＞

○職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（ﾏｽｸの着用、手指消毒等）を求める

＜経済界へのお願い＞

○ﾃﾚﾜｰｸを推進すること。出勤が必要となる職場でも、ﾛｰﾃｰｼｮﾝ勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進する
○業種別ガイドラインの遵守を徹底する
○従業員の年末年始における休暇を分散する

＜大学等へのお願い＞

○高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避ける
○寮やｸﾗﾌﾞ・ｻｰｸﾙ活動での感染防止対策(ﾏｽｸの着用等)を徹底する

＜事業者・関係団体への共通のお願い＞

○従業員・学生等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求める
○従業員・学生等に対し、「５人以上」「２時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求める
○従業員・学生等に対し、GoToEat キャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求める
○従業員・学生等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧める
○従業員・学生等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧める
○寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気(CO2 ｾﾝｻｰの活用による確認等)を実施する
○休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控える
○業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを遵守（感染防止宣言ｽﾃｯｶｰの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛する

兵庫県

・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定
・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断
＜現状＞11 月 24 日より、感染拡大特別期へ移行
＜基準＞

区分		感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
対応の方向性		予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化
判断基準	新規陽性者（１週間平均）	10 人未満	10 人以上 (警戒基準)	20 人以上	30 人以上	40 人以上	総合的に判断
	直近１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者	1.25 人未満	1.25 人以上	2.5 人以上	3.75 人以上	5 人 以 上	

＜５つの場面に注意＞
①飲酒を伴う懇親会等
②大人数や長時間におよぶ飲食
③マスクなしでの会話
④狭い空間での共同生活
⑤休憩室、喫煙所、更衣室等

＜外出自粛等の要請＞
○東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛、特に若者は注意
○できるだけ不要不急の外出は自粛、特に、高齢者、基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛
○感染拡大予防ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等に基づく感染防止策がなされていない県内外の感染ﾘｽｸの高い施設の利用を自粛
○初詣、成人式などの行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意
○感染拡大予防ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること
若者ｸﾞﾙｰﾌﾟについては、特に注意
○ﾘｽｸの大会施設利用後の自身の体調や行動に注意
○大声での会話、回し飲みを避ける
○飲食店を利用する場合、家族や介助者等を除き「４人以下の単位」ごとになるようにする
○感染拡大予防ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等に基づく感染防止対策がなされていないｲﾍﾞﾝﾄ等への参加を自粛

＜ウイルスを家庭に持ち込まない＞
○毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師に相談
○感染拡大を予防する「ひょうごｽﾀｲﾙ」の推進、ﾏｽｸの着用、手洗い、身体的距離の確保、「３密」の回避等、特に、近距離の会話、移動中の車内でもﾏｽｸの着用を徹底
○冬期を迎え暖房をしようする場合でも換気や適度な保湿を行う
○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ接触確認ｱﾌﾟﾘ「COCOA」を登録
○店舗・施設やｲﾍﾞﾝﾄ等における感染拡大防止を図るため、ｸﾗｽﾀｰ発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型ｺﾛﾅ追跡ｼｽﾃﾑ」を利用

＜イベントの開催自粛要請等＞
○感染拡大予防ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等に基づく感染防止策がなされていないｲﾍﾞﾝﾄ等の中止又は延期
○全国的又は広域的な祭り、野外ﾌｪｽ等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける
○地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない
○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策を実施
○参加者が 1,000 人を超えるｲﾍﾞﾝﾄは、県へ事前相談
【収容率要件】
①大声での歓声・声援等がないことを前提とするｲﾍﾞﾝﾄ(ｸﾗｼｯｸ音楽ｺﾝｻｰﾄ等)100%以内
②大声での歓声・声援等が想定されるｲﾍﾞﾝﾄ(ﾛｯｸｺﾝｻｰﾄ、ｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ等) 50%以内
【人数上限】
①収容人数10,000人超→収容人数の50%
②収容人数10,000人以下→5,000人
※令和２年 11 月 12 日付け内閣官房ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策推進室事務連絡「来年２月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ遵守徹底に向けた取組強化等について」に留意

＜事業者への感染防止対策等の要請＞
○従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底
○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策を周知徹底
○飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診
○GoToEat 参加飲食店においては、ﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ、ｱｸﾘﾙ板、ﾃｰﾌﾞﾙ等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「４人以下の単位」とする。あわせて、GoToEat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請
○業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等に基づく感染防止策を徹底し、「感染拡大防止宣言ｽﾃｯｶｰ」の掲示
○「兵庫県新型ｺﾛﾅ追跡ｼｽﾃﾑ」への登録と、可能な限り QR ｺｰﾄﾞのﾃｰﾌﾞﾙやｶｳﾝﾀｰなどで掲示
○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請

＜医療機関･社会福祉施設関係者への要請＞
○医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請
○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請
○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業実施を要請
○院内・施設にｳｲﾙｽを持ち込まないため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託事業者等に対しても注意を促す
○院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力
○原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛を要請

＜事業者・関係団体への要請＞
○感染拡大を予防する「ひょうごｽﾀｲﾙ」推進
○関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
○在宅勤務(ﾃﾚﾜｰｸ)、TV 会議、ﾛｰﾃｰｼｮﾝ勤務等の推進
○「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、検温及びﾏｽｸ着用の徹底、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除

【年末年始感染防止　緊急呼びかけ】
令和２年 12 月 10 日発出

奈良県

(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断
＜現状＞５月 13 日フェーズ２へ移行
＜基準＞

ﾌｪｰｽﾞ	感染者発生状況	行動自粛
ﾌｪｰｽﾞ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請
ﾌｪｰｽﾞ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請
ﾌｪｰｽﾞ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持

(2) 3 つの段階の判断は、3 つの判断項目について、7 つの判断基準で行う
［判断項目１　新規感染判明者の水準］
①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか
基準数値：人口 10 万人当たり新規感染判明者数
ﾌｪｰｽﾞ 2：直近 1 週間で 0.5 人未満
ﾌｪｰｽﾞ 3：直近 2 週間で 0.1 人未満
②新規感染判明の段階での感染経路が明確か
基準数値：直近 1 週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満
［判断項目２　県内の感染者への医療・療養体制の安定性］
③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができているか
基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか
④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか
基準数値：占有率 50%未満
［判断項目３　感染拡大防止体制の充実］
⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか
感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか
⑥新規感染判定の体制（現在は PCR 検査）が整っているか
⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か
行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか

【県民のみなさまへのお願い（11/25)】
○飲食・買い物などのために、大阪市に行くのを控える
○大阪などで感染リスクが高い場所に出入りしたときの帰宅後の対策（すぐに着替え・シャワー、食事・寝室は別々に）
○飲食やカラオケでは、風邪症状や感染したリスクがある場合の参加自粛

＜イベントの開催＞
○開催制限の概要（～２月末まで）
【収容率要件】
①大声での歓声・声援等が想定されない
→100%以内（席がない場合は適切な間隔）
②大声での歓声・声援等が想定されるもの
→50%以内（席がない場合は十分な間隔）
【人数上限】
①収容人数 10,000 人超→収容人数の 50%
②収容人数 10,000 人以下→5,000 人
※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。
※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある）
※異なるｸﾞﾙｰﾌﾟ間では座席を１席空け、同一ｸﾞﾙｰﾌﾟ（５人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を越える場合がある。
※その他詳細は、令和２年９月 11 日付け内閣官房新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。
○全国的な人の移動を伴うｲﾍﾞﾝﾄ(ﾌﾟﾛｽﾎﾟｰﾂ等又は、参加者が 1,000 人を超えるようなｲﾍﾞﾝﾄ）開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。

＜施設の利用＞
・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。
・施設の利用前に、施設利用者に接触確認ｱﾌﾟﾘのｲﾝｽﾄｰﾙを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。
・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、ﾏｽｸを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。
・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。
・感染拡大予防のための業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等に則した感染防止策を徹底する。

【我々の心得】
○県内での感染事例が連続で発生していますが、「正しく注意して」うつらないように行動し、元気に社会・経済活動を行いましょう
○「うつらない」「うつさない」の習慣化
・「うつらない」対策をその都度説明
・「うつさない」配慮（職場・家庭）を繰り返しお願い
・どのようにうつされたのかを明確にしていく
○拡大防止への対策
・死亡につながる重症化を防ぐ
・感染したら、全員隔離してうつさない
・医療崩壊はさせない
・感染施設は一定期間閉じる
○感染者の人権への配慮
・医療関係者や感染された方等への中傷や差別は絶対にやめましょう

<table>
<tr><th>府県</th><th>自粛要請・解除の判断基準</th><th>府県民への要請</th><th>事業主への要請</th><th>その他</th></tr>
<tr>
<td>和歌山県</td>
<td>県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請ﾚﾍﾞﾙの再引き上げを含む見直しを行う
＜基準＞
<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th><th>自粛要請</th></tr>
<tr><td>近隣府県での発生基準</td><td>○新規陽性者数
40人以上/日　複数日出現</td><td>県外受入自粛の強化等</td></tr>
<tr><td>和歌山県での発生基準</td><td>①新規陽性者数
5人以上/日・複数日出現
②肺炎患者陽性率5%以上
③新規感染陽性率5%以上
④病床使用率50%以上</td><td>不要不急の外出自粛
営業自体の自粛等</td></tr>
</table>
※①、②、③、④の全て
※②、③は7日間移動平均
※④は紀北と紀南のいずれか</td>
<td>＜県民の皆様へのお願い＞（12/14）
○できる限り、大阪府への不要不急の外出は控える
※期間：大阪府による外出自粛要請期間（12月4日～29日）
※通勤や通学などで出かける場合は、基本的な感染症対策の徹底を
○感染が拡大している地域から、帰省等される方は、高齢者等へ感染させないような行動を
○特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策(ﾏｽｸ着用、手洗いなど)を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える
○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える
○感染によって重症化しやすい高齢者は、ﾏｽｸを着用しないまま長時間の接触機会や感染症対策がしっかりと取られていない催しへの参加を控える
○軽微な症状であっても放置することなく、通勤通学を控えて直ちにかかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談を。かかりつけ医等がない場合は受診相談窓口へ
○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったｹｰｽもあるため、濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける</td>
<td>＜事業所へのお願い＞
○従業員等の発熱などのﾁｪｯｸをし、症状がある場合は業務に従事させず、ｸﾘﾆｯｸの受診を勧めるなど、適切な対応を
○全ての業界、事業所でｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの遵守とﾎﾟｽﾀｰ(関西広域連合啓発ﾎﾟｽﾀｰ)掲示をする

＜ｲﾍﾞﾝﾄ開催自粛の考え方＞
○必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、2月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする
【収容率要件】
①大声での歓声・声援等がないことを前提とするｲﾍﾞﾝﾄ(ｸﾗｼｯｸ音楽ｺﾝｻｰﾄ等)100%以内
②大声での歓声・声援等が想定されるｲﾍﾞﾝﾄ(ﾛｯｸｺﾝｻｰﾄ､ｽﾎﾟｰﾂｲﾍﾞﾝﾄ等)　50%以内
※異なるｸﾞﾙｰﾌﾟ間では座席を1席空け、同一ｸﾞﾙｰﾌﾟ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい
【人数上限】
①収容人数10,000人超→収容人数の50%
②収容人数10,000人以下→5,000人
※令和2年9月11日付け内閣官房ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</td>
<td>＜医療機関や福祉施設へのお願い＞
○医療機関や福祉施設の職員は、ｳｲﾙｽを持ち込むことがないよう当面の間、感染ﾘｽｸの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控える
○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意を
訪問介護や通所ｻｰﾋﾞｽの職員やｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰも含め、自身の感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのﾁｪｯｸを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を
○感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではｸﾘﾆｯｸで感染者を発見してもらうｼｽﾃﾑを構築。医療機関、特にｸﾘﾆｯｸは、軽微な症状でも、まずは新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど患者の早期発見を

＜全体への呼びかけ＞
○厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用
○人権への配慮(ｺﾛﾅ差別相談ﾀﾞｲﾔﾙ)</td>
</tr>
<tr>
<td>鳥取県</td>
<td>＜鳥取県版新型ｺﾛﾅ警報＞
10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行った。
＜現状＞東部地区　注意報発令（12月3日付）
中部地区　注意報発令（12月14日付）
＜基準＞
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>注意報</th><th>警報</th><th>特別警報</th></tr>
<tr><td rowspan="2">判断指標</td><td>①新規陽性患者数</td><td>東部　1人/週、中部　1人/週、西部　1人/週</td><td colspan="2">東部　3人/週、中部　2人/週、西部　3人/週</td></tr>
<tr><td>②現時点確保病床稼働率</td><td>－</td><td>圏域ごとに稼働率15%超</td><td>圏域ごとに稼働率50%超</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運用</td><td>発令</td><td colspan="3">圏域単位で発令</td></tr>
<tr><td>発令期間</td><td>始期：①の基準に達した日
終期：②の基準を下回った日</td><td colspan="2">始期：①②がいずれも基準に達した日
終期：①②がいずれかが基準を下回った日</td></tr>
<tr><td>解除</td><td>①の基準を下回った日の翌日</td><td colspan="2">①②のいずれかが基準を下回った日の翌日
（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">活動制限</td><td rowspan="2">外出・ｲﾍﾞﾝﾄ・施設</td><td rowspan="2">○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化
・手洗い励行、ﾏｽｸ着用
・換気の徹底
・施設内の消毒</td><td>○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所
○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請</td><td>○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請</td></tr>
<tr><td colspan="2">○市中感染が拡がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限
○必要性があると認められる業務や施設に限って要請</td></tr>
<tr><td>学校</td><td>○感染者の学校休業の検討が基本</td><td>○感染者の学校休業の検討が基本
○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業 等</td><td>○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業 等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療強化</td><td>保健所</td><td>○疫学調査応援職員を派遣</td><td>○疫学調査応援職員を派遣　○相談ｾﾝﾀｰ応援職員を派遣　等</td><td></td></tr>
<tr><td>医療・福祉</td><td>○施設内感染対策の確認
○病床確保の準備　等</td><td>○施設内感染対策の徹底
○必要物資の送付、空床確保　等</td><td>○病床・人工呼吸器 緊急調達
○施設への医療人材の派遣　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">要請の法的根拠等</td><td>協力依頼 等</td><td>県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等</td><td>県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等</td></tr>
</table></td>
<td>＜県民の皆様へのお願い＞
～ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・三密に注意！～
○県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。
○身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、ﾏｽｸを外す瞬間をｳｲﾙｽが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のﾏｽｸの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にﾘｽｸの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。
・帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底
・人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底
・倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはﾏｽｸを着ける、人との会食はさける。
○倦怠感、のどの違和感、発熱、味覚・嗅覚異常など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡。相談先に迷う場合は「受診相談ｾﾝﾀｰ」に、接触が心配な場合は「接触者等相談ｾﾝﾀｰ」に相談。
○お店を利用の際は、「新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染予防対策協賛店」、「新型コロナ対策認証事業所」（業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所）の積極的な活用を。
○ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認ｱﾌﾟﾘ「COCOA」や「とっとり新型ｺﾛﾅ対策安心登録ｼｽﾃﾑ」等の活用を。
○年末年始の帰省については慎重に検討していただき、皆さんが、落ち着いた年明けを過ごすことができるよう、協力をお願いします。
○患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、新型ｺﾛﾅに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。</td>
<td>＜事業者の皆様へ＞
・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。
・「とっとり新型ｺﾛﾅ対策安心登録ｼｽﾃﾑ」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用。
＜イベント開催要件＞（9/19～当面2月末）
県版ガイドラインの遵守を前提に以下のとおりとする。
【収容率要件】
①歓声・声援等が想定されないもの
席がある場合：収容率100%以内
席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔
②歓声・声援等が想定されるもの
席がある場合：収容率50%以内
席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)
※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、ｸﾗｽﾀｰ対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。
【人数上限】
①収容人数1万人超⇒収容人数の50%
②収容人数1万人以下　⇒5,000人
（注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする。
（9月16日までの基準）
感染防止策を徹底して次の基準で実施。
【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数
【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保（概ね2m）
○イベント開催申出制度
定員50%超又は1,000人超、全国的ｲﾍﾞﾝﾄを開催する場合、1箇月前までに申出書提出が必要。</td>
<td>【県版ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ策定】
○業種別ガイドライン
飲食店、宿泊施設、接待を伴う飲食店、理容所、美容所、クリーニング取次所、公衆浴場、スポーツジム、ライブハウス、公演イベント、スポーツイベント、販売促進イベント、観光土産品販売店、会社寮
○学校寮における新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
○部活動(運動部・文化部)における新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
○登山・海水浴場におけるガイドライン

【感染拡大防止クラスター対策等条例】
（8月臨時議会議決、令和2年9月1日施行）
県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組む。
（詳細は省略）

【新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言】（令和2年9月10日　鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局）
互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進める。
○中国地方知事会でも年末年始に向けメッセージを発信。（12/6）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>府県</th><th>自粛要請・解除の判断基準</th><th>府県民への要請</th><th>事業主への要請</th><th>その他</th></tr>
<tr>
<td>徳島県</td>
<td>
「とくしまアラート」の発動基準
＜現状＞9月18日「とくしまアラート」を全県域で解除
＜基準＞
<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">①感染観察</td><td colspan="2">②感染拡大注意</td><td rowspan="2">③特定警戒</td></tr>
<tr><td>注意</td><td>強化</td><td>漸増</td><td>急増</td></tr>
<tr><td colspan="3">基本方針</td><td colspan="2">早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る</td><td>必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td><td>特措法第24条9項によるさなる感染拡大防止を図る</td><td>国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する</td></tr>
<tr><td rowspan="6">発動基準</td><td colspan="2">直近1週間の累積新規感染者数</td><td>―</td><td>5人以上</td><td>10人以上</td><td>30人以上</td><td>100人以上</td><td>170人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">直近1週間の累積感染経路不明者割合</td><td>―</td><td colspan="2">50%</td><td>50%</td><td>50%</td><td>50%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">病床のひっ迫具合</td><td>病床全体</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td colspan="2">最大確保病状の占有率
1／5以上
現時点の確保病床数の占有率
1／4以上</td><td>最大確保病状の占有率
1／2以上</td></tr>
<tr><td>うち重症者病状</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td colspan="2">最大確保病状の占有率
1／5以上
現時点の確保病床数の占有率
1／4以上</td><td>最大確保病状の占有率
1／2以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">療養者数</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>100人以上</td><td>170人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">PCR陽性率</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>10%</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">解除の判断基準</td><td>―</td><td colspan="5">発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断</td></tr>
</table>
</td>
<td>
＜県民への呼びかけ＞
基本的な感染予防の徹底（３密回避 等）
○３密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起
⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信
感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ
○COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進
○ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信
[重症化しやすい人（高齢者など）]３密の徹底的な回避、安全な活動については推奨
[中年]職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起
[若者]クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起
[医療従事者・介護労働者]リスクの高い場所に行かない
</td>
<td>
＜イベント開催の考え方＞
必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、次の収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。
【収容率要件】
①歓声・声援等が想定されないもの
収容率100%以内
②歓声・声援等が想定されるもの
収容率50%以内
【人数上限】
①収容人数1万人超⇒収容人数の50%
②収容人数1万人以下 ⇒5,000人
（注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
※令和2年11月12日付け内閣官房ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策推進室長事務連絡に準ずる。

＜大規模ｲﾍﾞﾝﾄにおける感染防止策の事前相談＞
全国的な移動を伴うｲﾍﾞﾝﾄや参加者が千人を超えるｲﾍﾞﾝﾄを開催予定の場合、県への事前相談を依頼

＜事業者への依頼＞
・基本的な感染予防の徹底（３密回避 等）
・ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの遵守を徹底。
・「とくしまスマートライフ宣言」または「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示
・「とくしまｺﾛﾅお知らせｼｽﾃﾑ」の登録・掲示
</td>
<td>
＜共通事項＞
「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）

「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」（令和２年10月16日施行）
・事業者の感染防止策が義務化
・ｸﾗｽﾀｰ等発生時の公表の流れを規定
・不当な差別的取り扱いや誹謗（ひぼう）中傷を禁止
</td>
</tr>
</table>

構成団体の新型コロナウイルス感染症に関する経済対策等の状況　（12 月 15 日時点）

別添１－３

１　経済・雇用対策

※今回追加

団体	（１）事業継続支援	（２）雇用継続支援	（３）農林水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ・保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ○新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の交付 ・中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円(県と協調する市町分を別途上乗せして交付) ○経営力強化補助金の交付(補助率:小規模企業 3/4、中小企業 2/3、補助上限額:50 万円) ○商工会・商工会議所の体制強化 ・商工会、商工会議所の人員を増員し、非会員を中心として支援策の周知および巡回指導を実施 ○小規模事業者の新たな取組に対する支援 ○宿泊施設等への感染症対策等補助金の交付(補助率:3/4、補助上限額:30 万円) ○宿泊事業者の資金確保支援 ○保育所(認可外含む)の臨時休園や登園自粛に伴い発生する利用料の日割り減免にかかる施設の負担へ財政支援 ○国や県等の支援情報等を集約し、一元的に情報提供するワンストップ窓口の設置 ○新しい生活・産業様式の確立に向けた支援 ・中小企業等、大型商業施設等における業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに基づく感染防止対策等に対し補助 ○障害福祉サービス事業所等における職員体制を強化するために支援職員を新たに雇用した場合の人件費を助成 ○感染拡大防止ｼｽﾃﾑ「もしサポ滋賀」の導入 ○中小企業等の連携による新事業創出に向けた支援 ○専門家派遣・窓口相談等事業の拡充 ○商工団体等が実施する中小企業等への支援に対する補助 ○県版モデル等の作成を通じたＢＣＰ策定支援 ○観光二次交通事業者への感染防止対策等支援 ○地域公共交通の運行維持・確保への支援	○WEB 上での合同企業説明会の開催 ○雇用調整助成金の申請支援 ・社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 ○緊急雇用の創出（約 200 名） ○離職者早期再就職支援 ・解雇や雇止めによる離職者等を雇用した事業主に対する助成 ○プロフェッショナル人材の確保に係る助成 ○テレワークの導入・在宅ワークの普及に向けた支援	○「いまだから地産地消キャンペーン」の実施 ・流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施（宅配料金、事務費等を支援） ○肉用牛経営安定対策 ・肥育経営安定交付金の上乗せ支援 ○水産振興資金の利子補給等 ・すでに資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、利息及び保証料を支援 ○琵琶湖漁業流通緊急支援事業 ・漁業者への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業倉庫に保管する取組を支援 ○大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの県産品を販売する WEB 物産展を開催 ○県産食材(近江牛・近江しゃも・湖魚等)を学校給食への提供支援 ○食肉市場の活性化のため近江牛を購入した買参人に奨励金を交付 ○輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備支援 ○収入保険の保険料の一部助成により、保険加入を推進し、収入減少リスクへの備えを強化 ○牛解体により発生する原皮処理費用の支援 ○地酒購入にかかる配送費用等補助を通じた販売促進支援
京都府	○京都府・京都市新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応資金の創設 ・実質無利子、無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給・融資限度額の拡充（3 千万円→4 千万円） ○休業要請対象事業者支援給付金(中小企業・団体一律20万円、個人事業主一律10万円) ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ対策企業等緊急応援補助金 ・小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等 2/3(上限 20 万円)、中小企業 1/2（上限 30 万円）、企業ｸﾞﾙｰﾌﾟ 2/3(上限 20 万円×事業者数+共通経費) ○中小企業緊急経営支援ｺｰﾙｾﾝﾀｰの設置(5/1～) 中小企業診断士等による経営相談や支援制度の案内等実施 ○観光事業者に対する緊急伴走支援 ○文化芸術関係者に対するｻﾎﾟｰﾄ窓口の設置 ○ﾊﾞｰﾁｬﾙ商談会や EC ｻｲﾄの活用 ○京都の技術を活かした緊急生産支援 ○企業従業員等の在宅研修の支援 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策中小企業等事業再出発支援補助金(補助率 10/10、上限 10 万円) ○商店街再出発応援設備投資等支援事業費補助金(補助率 2/3、上限 300 万円) ○中小企業等再出発相談窓口の設置 ○ものづくり企業の販路開拓等の取組への支援 ・販路開拓・生産設備投資等支援(補助率1/2(生産設備15%)上限:中小企業1,000万円 ｸﾞﾙｰﾌﾟ2,000万円))	○中小企業雇用継続緊急支援ｾﾝﾀｰ（5/11 設置） ・雇用調整助成金の相談ｾﾝﾀｰを国・京都府共同で開設 ○京都府労働相談所の体制強化 ○京都ジョブパークの体制強化 ○ｅﾗｰﾆﾝｸﾞを活用した職業訓練環境の整備 ○学生インターン・バイト応援センターの設置 ・府内企業のアルバイト求人紹介を通じて、経済的に困難な状況にある学生を支援 ○京都府会計年度任用職員の採用（約 50 名） ○障害者雇用サポート強化事業 ・障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化 ○京都未来塾事業 ・経済的な影響を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習の訓練コースを受講することで、中小企業の未来を担う人材を育成、正規雇用に繋げる仕組みを構築 ○コロナ離職者雇用支援 （正規：30 万円/人、非正規：10 万円/人） ○府内企業への就職促進に向けた有償ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟへの支援 （1ヶ月:8万円/人、2ヶ月以上:16万円/人）	○伝統工芸品を活かした観光支援 ・ホテルや料理店等が「京都らしいおもてなし」を行うための伝統工芸品買い上げを支援 9/10（上限 100 万円） ・予算額の拡充 1 億円→10 億円 ○府内産農林水産物の需要喚起 ○スマート農業実践教育事業 ・農大、府立農業系高校へスマート農業機械を導入 ○京もの農林水産物生産・流通促進対策事業 ○「食の京都」地域拠点新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策 ・補助率 1/2 以内 ○京都産和牛、地鶏給食提供推進事業 ○和牛肥育経営救急対策事業 ○養豚経営緊急対策事業 ○水産物需要拡大対策事業 ○京の酒販路拡大支援 ○府内産木材利用拡大支援
大阪府	○「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設 ・預託金を増額し制度融資枠を拡大。利用事業者に利子補給 ○「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の交付 ・中小企業 100 万円、個人事業者 50 万円。市町村に 1/2 負担を要請 ○中小企業等への支援（休業要請外支援金） ・中小法人：2 事業所以上 100 万円、1 事業所 50 万円 個人事業主：2 事業所以上 50 万円、1 事業所 25 万円 ※「営業時間短縮協力金（府・市共同）（ミナミ地区）」の交付 ・1 事業所あたり最大 30 万円 ※「営業時間短縮協力金（府・市共同）（北区・中央区）」の交付 ・1 事業所あたり最大 58 万円 ○商工会議所等への金融相談専門員の設置費用補助 ○中小企業の研究開発等への支援(大阪産業技術研究所の利用料金減額) ○商店街等の事業継続支援 ○飲食店等への換気設備等の導入支援	○非常勤職員の緊急雇用（内定取消等就労機会を失った方 50 名程度、経済状況が悪化した大学生等 60 名程度） ○雇用調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催 ○総合就業支援拠点 OSAKA しごとﾌｨｰﾙﾄﾞにおいて、就職活動に関するﾉｳﾊｳのﾗｲﾌﾞ配信や求人中の企業情報を発信 ○中小企業におけるﾃﾚﾜｰｸの促進を図るため、学生・労働者が参加するｵﾝﾗｲﾝﾐｰﾃｨﾝｸﾞを開催 ○コロナ就職氷河期に備えた採用拡大(令和 3・4 年度で 260 名程度) ○民間人材ｻｰﾋﾞｽ事業者と連携した緊急雇用対策 ・民間人材ｻｰﾋﾞｽ事業者とｺﾝｿｰｼｱﾑを設立。企業等の採用意欲を高め失業者の早期就職につなげるため、失業者を採用した企業等へ支援金を支給。（正規雇用：25 万円、非正規雇用：12.5 万円） ○ｺﾛﾅ禍における離職者や休業者等を対象とした早期再就職支援 ○ﾃﾚﾜｰｸ導入から定着までをｻﾎﾟｰﾄする大阪府ﾃﾚﾜｰｸｻﾎﾟｰﾄﾃﾞｽｸの設置 ○ｵﾝﾗｲﾝによる労働相談の実施	○「大阪産（もん）エールサイト」の開設 ・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産（もん）等の情報を集約して発信
兵庫県	○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応無利子資金の創設 ・国に連動した中小企業融資制度を新設 貸付限度額 4,000 万円、当初 3 年間の利子補給　制度融資の融資目標額引上げ　1 兆　→1 兆 3,000 億円 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症保証料応援貸付の創設 ○経営継続支援金の給付 ・中小法人100万円、個人事業主50万円（飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円） ○地域企業再起支援事業 ○中小企業等事業再開に伴う感染防止対策等の支援 ○感染症対策を講じる商店街等の支援 ○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成 ○新型コロナウイルス追跡システムの整備 ○バス・船舶の感染防止対策経費の支援 ○県民利用県施設の閉鎖・休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免 ○職員の在宅勤務環境整備のためのﾘﾓｰﾄｱｸｾｽｼｽﾃﾑの増強 ○市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除（3 ヶ月間） ○がんばるお店・お宿応援事業 ○車内等の密度に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者へ支援 ○京都丹後鉄道の運行支援(外出自粛等による減収支援) ○県庁舎当におけるひょうごスタイルの推進(ｵﾝﾗｲﾝ会議ｼｽﾃﾑの導入等) ○県庁舎等における県民の感染防止対策の推進(ｱｸﾘﾙ板、消毒液等の設置)	○内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充 ○内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100 名) ○離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携) ○WEB 合同企業説明会の開催 ○兵庫型ワークシェアの推進 ・新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症により、一時的に雇用維持が難しい事業主から、人手不足の事業主へ期間限定で人材派遣を支援 ○ひょうご仕事と生活ｾﾝﾀｰによる新しいﾜｰｸｽﾀｲﾙの推進 ○中小企業従業員の福利厚生継続への支援 ○就労系障害福祉ｻｰﾋﾞｽの生産活動強化への支援 ○就労継続支援 B 型事業所利用者への支援 ○ﾎﾟｽﾄｺﾛﾅ・労働環境対策事業の実施 ○緊急対応型雇用創出事業の実施 ・雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた労働者へ次ぎの雇用までのつなぎの雇用創出 ○緊急雇用対策職業訓練事業の拡充 ○ひょうご障害者ﾜｰｸﾌｫｰﾗﾑの開催 ○緊急対応型障害者在宅ﾜｰｸ創出事業の実施(県業務の発注) ○県立高校における農業人材の育成(実習機械導入)	○肉用牛肥育経営安定対策 生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんに充てる資金の追加造成 ○県産農産物等の EC サイトを活用した販売促進 出品時の初期費用補助、県認証食品 PR ｷｬﾝﾍﾟｰﾝの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ○山田錦等酒米持続的生産応援事業の実施 ・酒米の価格差、作付転換への支援、消費拡大支援 ○県内地鶏肉・水産物等の学校給食提供の支援 ○県産水産物の料理支援、販売ｼｽﾃﾑの構築、販売促進 PR ○県公式ｵﾝﾗｲﾝｼｮｯﾌﾟ「ひょうご市場」の販売促進ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ ○県産農畜水産物の販売・相談・支援等のため、美味いもん情報ﾄｰﾀﾙｻｲﾄ「御食国ひょうご（仮称）」創設 ○県産農林水産物直売・消費応援事業の実施(金券配布) ○ひょうごの酒・酒米の需要拡大促進ｲﾍﾞﾝﾄ実施 ○但馬牛・神戸ビーフの需要喚起のため、但馬牧場公園の情報発信力強化(ｵﾝﾗｲﾝ講座、出前講座) ○県産木材利用拡大ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業の実施(住宅建築費支援)
奈良県	○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設・融資枠拡充 ・貸付枠　865 億円　→　1,954 億円 ○制度融資　新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症関連資金の融資枠拡充 ・貸付枠　635 億円　→　2,646 億円 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(給付額 中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円) ○経営相談窓口の設置 ○商工会議所等が行うｵﾝﾗｲﾝを活用した経営相談体制の構築に対し補助	○内定取消、雇い止め又は解雇された方を県職員として採用。県内企業等でのｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等により就労を支援 ○特別就労相談窓口の設置 ○雇用調整助成金等の申請を支援するための相談体制の強化 ○オンラインによる就労相談体制の整備 ○県内企業の学生への周知や人材確保支援のため、ｵﾝﾗｲﾝを活用した合同企業採用説明会開催	○学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用 ・未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送等を支援 ○「奈良産農畜産物応援サイト」の開設 ・県民や事業者からの「応援購入」の輪を広がることを目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援
和歌山県	○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応枠の創設(実質無利子、無担保) ・預託額を増額し融資枠を拡大,当初 3 年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資) ・当初 1 年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ○支援本部(4/28～立ち上げ) ・支援施策検討ﾁｰﾑ及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金（20 万円～100 万円の支援金を支給） ○県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3) ○和歌山県観光客あんしん受入環境整備(補助限度額1,000 万円、補助率 3/4　＊大企業 2/3) ○持続化給付金申請ｻﾎﾟｰﾄ ・Web 申請をｻﾎﾟｰﾄする人材を確保する商工会・商工会議所を支援 ○家賃支援金 ・家賃月額の 1/6 相当額を 6 か月分支給、上限額（月額）：法人 12.5 万円、個人 6.25 万円 複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上げ部分の給付率は家賃額の1/12相当	○雇用調整助成金申請サポート ・電話相談窓口の開設 ・各地域での個別相談 （対面や訪問による相談対応） ○国の雇用調整助成金（教育訓練）の加算額に県が上乗せ支給（3,000 円）	○県産農産物等のｅｺﾏｰｽを活用した販売支援 ・ｵﾝﾗｲﾝ出店ﾍﾟｰｼﾞ立ち上げ専門家によるﾊﾝｽﾞｵﾝ支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○農業者の金融支援 ・利子補給により貸付当初 5 年間無利子化 ○漁業者等の金融支援 ・利子補給により貸付当初 5 年間無利子化

団体	（１）事業継続支援	（２）雇用継続支援	（３）農林水産業等の経営支援・需要喚起
徳島県	○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応資金の創設 ・無利子・無保証料融資の対象拡大（売上高△5%以上） ・保証料ｾﾞﾛ，実質無利子（当初３年間），上限３千万円 ・融資限度額拡大（3千万円→4千万円） ○ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金「経済変動対策資金」「経営安定借換資金」の融資枠を計200億円拡大 ○「経済変動対策資金」の融資対象の拡充 ○「徳島県新型ｺﾛﾅ対応!企業応援給付金」の創設 ・特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頑張りを応援するため、100万円を上限に給付 ○中小企業・個人事業主に対する県有施設ﾃﾅﾝﾄ料の減免 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ関連特別相談窓口の設置 ○企業従業員等のｵﾝﾗｲﾝ研修の支援 ○県内のﾃｲｸｱｳﾄ・ﾃﾞﾘﾊﾞﾘｰ情報発信応援ｻｲﾄの開設 ○生活衛生関係営業者応援給付金 ・生活衛生新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症特別貸付で融資を受けた金額の10%（上限100万円）	○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充［拡大融資枠１億円］ ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 ○採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用（20名程度） ○就労支援事業所等におけるｲﾝﾀｰﾈｯﾄを活用した販路拡大等 ○Ｗｅｂ企業説明会開催支援事業 ・求職者と県内企業とのマッチングの機会を確保するため、Ｗｅｂ広報力向上セミナー、企業説明会を開催し、企業の採用活動を支援する。 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ安定雇用促進支援事業 ・新型ｺﾛﾅ感染症の影響で、非正規雇用者を中心に厳しい雇用情勢にあることから、幅広い世代を対象に「雇用の安定化」を促進支援する。	○新型ｺﾛﾅ対策農林漁業者金融支援事業 ・保証料ｾﾞﾛ，実質無利子（当初５年間）の制度融資 ○新型ｺﾛﾅ対策農林漁業者応援給付金 「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きい方に100万円を上限に給付 ○各種支援制度の紹介や専門家派遣を行う窓口開設 ○手数料無料のＥＣサイトにより販路開拓を支援 ○公共・福祉施設において県産花きのＰＲを実施 ○県内飲食店での阿波地美栄キャンペーンの開催 ○県内飲食店、県外食品流通業者と連携した阿波尾鶏の需要喚起策、大学食堂への提供を実施 ○ハウスすだち等次期作の生産体制に向けた支援 ○「海の幸」のネット販売、キャンペーンを支援 ○滞留した原木のｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ確保や運搬、仕分を実施 ○滞留した製材の保管やﾌﾟﾚｶｯﾄ工場への運搬を実施 ○国補対象外の山仕事への支援による雇用創出
鳥取県	○鳥取県新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ対策向け地域経済変動対策資金の創設 ・制度融資の無利子期間、据置期間、保証料無しの期間の拡充 ○県内中小企業の新分野進出などの新たな取組、感染予防・防止に向けた商品開発など幅広い取組を支援（補助率3/4上限50万円等） ○企業の感染症防止対策支援（緊急対応型：補助率3/4 上限20万円、体制整備型：補助率3/4 上限200万円）、感染症に対応したBCP策定支援等 ○越境ECの取組支援（補助率2/3 上限20万円）等 ○ﾃﾚﾜｰｸの新規導入に係る経費を支援（国助成金への上乗せ補助）（補助率1/6、上限30万円） ○複数事業者連携による地域活性化・需要喚起に繋がる取組を支援（補助率3/4、上限200万円（補助額：20万円×参加事業者数）） ○県有施設に入居する飲食・土産物店等に対する使用料等の減免 ○経営上の影響を大きく受けた県内事業者に対し、家賃等の固定費の負担軽減や今後の事業継続を支援（定額10万円） ○鳥取県版新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染拡大予防対策例や業界が作成するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを基に事業者が感染予防対策に取り組む経費を助成（補助率9/10、上限20万円） ○交通事業者への感染症対策資機材整備や密を避けるための貸切バス増車等への支援、バス・タクシー車両を活用した広告、路線バス事業者への維持・運行への支援等 ○オンライン物産展等対面販売からの転換を支援 ○職員が在宅で勤務できる環境を整備し、県業務の継続性を確保 ○ｵﾌｨｽ・研究開発拠点等の誘致、育成支援（事前調査支援：補助率1/2上限30万円、ｵﾌｨｽ設置支援：補助率1/2上限200万円、研究開発拠点設置支援：補助率1/3または1/2上限500万円） ○未利用施設のﾘﾓｰﾄｵﾌｨｽへの改修を支援（補助率：1/3 上限500万円）	○ｵﾝﾗｲﾝ合同企業説明会の実施や就職情報ｻｲﾄでの情報発信等を支援（補助率1/2上限40万円等） ○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等 ○雇用維持のために実施する教育訓練に対し助成（補助率2/3、上限100万円） ○離職者を正規雇用した企業に雇用安定支援金を支給 ○就労支援継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助 ○新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内求職者の就労促進を支援（補助率1/2、日額当たりの上限3,600円） ○「新型コロナウイルス対策　企業・雇用サポートチーム」の活動の充実、求職・相談者への相談対応の周知を強化 ○障がい者雇用におけるﾃﾚﾜｰｸ等導入を実施するﾓﾃﾞﾙ企業への支援（委託事業75万円/社）	○県産農林水産物を活用した雇用継続やﾃｲｸｱｳﾄ、商品開発等に取り組む飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽの影響が出た場合等の営農活動の支援体制構築 ○牛ﾏﾙｷﾝの拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞの確保、原木のﾊﾞｲｵﾏｽ活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚ﾌｪｱの開催、魚食普及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動 ○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やｲﾝﾀｰﾈｯﾄ商談等対面によらない販売活動に対して助成（補助率2/3、上限50万円） ○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援 ○農業水産分野での雇用の受け皿づくり ○事業者が連携して行う地域の盛上げや需要喚起に繋がる取組を支援（補助率3/4、上限200万円） ○ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを活用して20%のﾌﾟﾚﾐｱがついた県内事業者の先取り応援券を販売 ○農林水産業の共同利用施設で行う出荷作業時の感染予防対策等を支援 ○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援 ○漁業者等の資金繰り支援（利子補給による貸付利率の無利子化等） ○県の食材・飲食店等の魅力発信の強化
京都市	○緊急融資制度の充実（無利子・無保証料／令和２年５月～） ・融資限度額を3,000万円から4,000万円へ引上げ（令和２年７月～） ・実施期間を令和２年12月末保証申込分から，令和３年３月末保証申込分へ延長（令和２年12月） ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 ・補助率3/4，上限額30万円 ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 ・補助率3/4等・上限額30万円 ○飲食店ﾃﾞﾘﾊﾞﾘｰｻｰﾋﾞｽの利用促進 ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は・保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○商店街緊急支援補助金 補助率9/10・上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円 ○京都市伝統産業つくり手支援事業補助金 ・補助率9/10・上限額個人又はグループは40万円・団体は100万円 ○和装産地支援事業 ○中小企業等支援策活用サポートセンターの運用 ○就労継続支援事業所に対する生産活動活性化支援 ○就労継続支援Ｂ型事業所における工賃助成	○失業者等の優先募集（臨時・非常勤職員） ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集（非常勤職員） ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 ・京都労働局と連携し，「初めての雇用調整助成金」ｵﾝﾗｲﾝ説明会を開催（令和２年５月） ・市観光協会と連携し，「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信（令和２年５月～） ○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施 ○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援 ○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策	○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設（再掲） ○ﾃｲｸｱｳﾄ，ﾃﾞﾘﾊﾞﾘｰ等を飲食店をまとめたｻｲﾄ（商工会議所，各区等で運営）を集約し，市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで発信 ○安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうちdeおさかなﾏﾙｼｪ」の実施（京都市の支援のもと，市場内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施，４月28日～７月31日） ○京都料理芽生会や生産者等と連携し，旬の市場流通食材を参加者に配送し，自宅でﾚｼﾋﾟを学べる「ｵﾝﾗｲﾝ和食料理教室」や，親子で学べる「ｵﾝﾗｲﾝ食べ比べ教室」やｸｯｷﾝｸﾞﾃﾞｰｵﾝﾗｲﾝ教室」の開催（7,9,10～3月） ○NPO法人と連携した，市場流流通食材の子ども食堂（7箇所）への提供及び食育活動の実施（9～1月） ○ECｻｲﾄ「京都市中央市場厳選！おうちde京の食文化」を新たに開設し，仲卸業者が全国から厳選した多種多様な鮮魚をはじめ，ちりめん山椒等の塩干食材など，「京の食文化」を堪能できる商品を全国向けに販売開始（京都市のﾎﾞｰﾄの下，小売団体がｻｲﾄの企画・開発・運営を行い，市場内の水産仲卸組合が連携して実施，10月19日～） ○包括連携協定大学と連携し，学生が短時間で簡単に作れておいしい家庭料理を学べる「大学生ｵﾝﾗｲﾝ時短料理教室」の開催（10～12月） ○新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や，京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下支えし，持続的に営農を行える環境を整備 ○木材価格の低下が発生している中，価格の安定と事業継続を図るため，港湾等への運搬経費を助成し，海外を含む販路開拓を支援。また，新しい生活ｽﾀｲﾙに対応した林業商品やｻｰﾋﾞｽの開発等を支援
大阪市	○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給 ○ものづくり中小企業緊急支援事業（大阪産業技術研究所の利用料減額） ○所管施設のｷｬﾝｾﾙ・休館・減免措置等に伴う指定管理者への収入補填 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長 ○大阪府と共同し、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」を支給 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市立駐車場指定管理者の基本納付金の納付期限を延長 ○広告枠使用料の支払期限を延長	○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用（50名） ・離職（解雇・雇い止め）や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主（ﾌﾘｰﾗﾝｽを含む）などを対象 ○外国人のための相談窓口の体制強化（（公財）大阪国際交流ｾﾝﾀｰ） ○コロナ就職氷河期に備えた採用拡大	○花き生産者への支援 ・市内産花壇苗を使用したイベントの実施 ○市内産農水産物の情報発信
堺市	○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を実施（4/15～9/30） ○中小企業のﾃﾚﾜｰｸ導入支援（第１次募集）〈補助金額上限:50万円、補助率:2/3〉 ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給。― ○市内NPO法人に対する支援金（8/31受付終了） ○先端設備等導入支援補助金 ○頑張る中小企業応援補助金 ○中小企業のﾃﾚﾜｰｸ導入支援（第２・３次募集）〈補助金額上限:50万円、補助率:1/2〉 ○中小企業ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾄﾗﾝｽﾌｫｰﾒｰｼｮﾝ促進補助金 ○ｷｬｯｼｭﾚｽ決済を活用した市内消費活性化事業（11月実施・20%還元） ○介護・障害者・障害児サービス事業所に対する支援金 ○商店街等における感染症対策等に対する補助 ○従業員通勤用に自転車駐車場を整備する事業所への補助 ○タクシー事業者への感染防止策に要した費用等の補助金 ○公共交通事業者への感染防止策に要した費用等の補助金	○雇用調整助成金相談窓口の設置（4/30～12/24） ○就職相談体制の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。（5/1～開設） ○Web合同企業説明会の実施 ○再就職支援プログラムの実施および参加企業への雇用支援金の支給（10/20開始） ※堺市求人情報発信支援事業補助金（12/1開始）	
神戸市	○中小企業等の店舗の家賃を1/2以上減額した不動産ｵｰﾅｰに対して4･5月分の家賃の減額総額の８割補填（補助上限200万円） ○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4） ○中小企業等への相談体制強化（ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証(4・5号)等の認定申請窓口、社会保険労務士専門相談窓口、国・県・市等の支援制度等紹介する経営相談窓口、国の持続化給付金の電子申請ｻﾎﾟｰﾄ窓口） ○中小企業等のﾃﾚﾜｰｸ環境の整備等の支援（市補助上限：75万円、補助率1/12（国補助と合計3/4以内）） ○海外電子商取引(EC)等に係る取組を支援（補助上限：150万円 、補助率3/4） ○先払い利用券が購入できる仕組を持つ事業者と提携、ｸｰﾎﾟﾝ発行を支援（還元率20%、上限2,000円/件） ○UberEatsなどを活用した宅配・ﾃｲｸｱｳﾄ事業 商店街・市場における共同宅配事業への支援 ○ｵﾝﾗｲﾝｽﾄｱへの新規出店支援（新規出店支援　補助上限:30万円/年、補助率1/2等） ○商店街・小売市場お買い物券事業 ・ﾌﾟﾚﾐｱﾑ付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協調）及び地域経済の活性化 ○「ふるさと神戸ﾀﾞﾌﾞﾙ応援基金」を創設し、「応援したい分野」に沿って、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染拡大により仕事や生活に困難を抱える人々の支援策に活用 ○飲食店・家庭・地域支援策のため、市有地を活用した市内飲食店舗等による移動店舗ｻｰﾋﾞｽを実験的に実施 ○ﾃｲｸｱｳﾄやﾃﾞﾘﾊﾞﾘｰにｼﾌﾄする飲食店を支援 ○中小事業者等に対し、固定資産税・都市計画税を軽減（軽減率:50%または全額）	○緊急雇用対策 ・採用内定を取り消された新卒者（募集人数：上限100　名） ・離職を余儀なくされたひとり親家庭（募集人数：上限100名） ○ひとり親の就労支援 ・ひとり親の就労に向けた取り組みに対して助成（補助額：最大10万円） ○ｺﾛﾅ禍での保育園への就職活動を支援するため、学生向けの園探し・園見学専門ｻｲﾄの特集ﾍﾟｰｼﾞを開設 ○ｺﾛﾅにより雇止めになった方を対象に、SNSとAIを活用したキャリア支援を実施（10月開始予定） ○障がい者の就労継続支援事業所に対し、事業の存続や再起に向けて必要な固定費・新たな販路拡大等にかかる費用を支援（1事業所あたり最大50万円）	○「ふるさと納税寄附金」を活用し、但馬牛肥育農家への素牛導入補助事業に充当し補助を拡充 ○給食用野菜への支援 ・給食用に出荷できなかったニンジンについて、掘り取り体験や、福祉施設への斡旋販売を実施、広報面で支援 ・タマネギのネット及び新聞販売店を活用した販売を実施、輸送費・広告費支援 ○観光農園への支援 ・感染拡大防止費用を支援 ・コロナ収束後のPR支援 ○花きへの支援 ・市内産花きを市が買い上げ展示 ○緊急雇用人材を活用して収穫作業を支援 ○花絵・フォトコンテスト等による市内産花きのPRを実施

２ 教育対策

※今回追加

団体	（１）臨時休業・学校再開対策	（２）遠隔教育等の推進	（３）芸術・文化等
滋賀県	○県立学校へ手作りマスク素材や消毒用ｱﾙｺｰﾙの配布 ○医療的ケア児のいる家庭への手指消毒用アルコールの優先供給に関わる健康医療福祉部局との連携 ○県立学校のトイレ改修の実施 ○補習等支援のための学習指導員の配置 ○特別支援学校スクールバスの増車 ○ＤＶ・虐待等、家庭環境に困難を有する児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 ○障害児の放課後ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽへの利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助 ○医療的ｹｱ児等の送迎のために福祉ﾀｸｼｰ券を配布する事業への補助 ○県立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助 ○SC,SSW による心のケアと子どもを取り巻く環境の調整の強化	○学習支援ｺﾝﾃﾝﾂﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ「子どもの『学びの場』」の開設 ○GIGAｽｸｰﾙｻﾎﾟｰﾀｰ（ICT技術者等）配置によるICT環境整備 ○障害児童生徒のための入出力支援装置の整備（点字ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ、視線入力装置等） ○県立学校等における遠隔授業環境の整備 ・家庭にｲﾝﾀｰﾈｯﾄ環境のない児童生徒に対して端末を貸与、WEB 会議ｱﾌﾟﾘの導入 ・各学校にＷｅｂカメラ、マイクなどの整備 ○県立中学校、県立特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒が使用する PC 端末整備の前倒し ○ｲﾝﾀｰﾈｯﾄを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布 ○県立大学の遠隔授業環境の整備に対する補助 ○農業大学校におけるｵﾝﾗｲﾝ教育環境の整備	○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援 ○県立美術館の企画展の動画を作成・配信 ○県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信 ○文化芸術関係者への支援等を紹介する相談窓口を設置 ○文化施設にサーモグラフィーを購入 ○鑑賞機会を失った小学生をはじめとする県民等に音楽の鑑賞機会を創出
京都府	○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 ・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化（ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、まなび・生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの拡充） ○放課後児童クラブの運営等に対する支援 ○学校活動における感染予防対策 ・スクールバスの過密化防止や消毒液の購入 ・令和２年度末までスクールバスを増便 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策大学等授業再開支援事業 ・府内の大学等に対して、ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝの設置、消毒液の購入等感染拡大防止対策に必要な経費を支援 ○私立学校教育振興補助（学習指導員の配置） ○学校教育活動再開事業 ○施設実習の安全確保に向けたPCR検査の費用助成 ○学内施設の感染防止対策への支援（ｵﾝﾗｲﾝ授業、食堂・学生寮等の感染防止）	○自宅学習の環境整備等支援 ・動画やｸﾞﾙｰﾌﾟｳｪｱを活用したｵﾝﾗｲﾝ学習の実施（府立学校） ・ｵﾝﾗｲﾝ授業の導入（府立医科大学、府立大学） ・教材補助として本を購入し貸出（学校再開後は図書室へ）（義務教育（小学校低学年） ○私立学校教育振興補助（高校生への修学支援） 低所得者を対象にｵﾝﾗｲﾝ学習を支えるための通信費支給 ○児童養護施設等へのインターネット環境整備 ・児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ環境整備やﾊﾟｿｺﾝ等の機器購入を助成	○中高生夢舞台開催支援事業 ・全国大会の中止や開催内容の変更を受け、中高生の集大成となる大会開催を支援 ○府立図書館の感染防止対策 ○安心・安全な京の修学旅行への支援（専用相談窓口の設置、感染防止対策への支援）
大阪府	○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ支援 ○学校給食休止への対応 ○府内の３歳児以上の園児・幼児・児童・生徒に対し、学習教材等の購入を支援（図書ｶｰﾄﾞ 2,000 円分を配付） ○SNS（LINE）を活用した相談対応の拡充 ○公立小中学校に対し児童・生徒の心のｹｱを行うｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰの配置拡充 ○補充学習等を行う学習支援員の配置 ○スクールサポートスタッフの配置 ○部活動全国大会の代替地方大会開催（感染予防対策）支援 ○府立学校において感染症防止等に必要となる物品（消毒液等）を措置 ○幼稚園設置者に対し、感染防止に必要な衛生用品（子ども用ﾏｽｸ、消毒液）等の購入費用を補助 ○府立高校及び私立学校において修学旅行等を中止した場合に生じるｷｬﾝｾﾙ料について補助 ○支援学校に対し、児童・生徒に直接携わる教員の業務を支援する介助員等（学習支援員）を配置 ○公立小中学校へのスクールカウンセラーの配置拡充	○「臨時休業中の学習支援のﾍﾟｰｼﾞ」を開設 ・家庭学習ﾌﾟﾘﾝﾄ及びﾃｽﾄ教材等の掲載、授業動画の配信 ○府立学校のＩＣＴ化の推進 ・ICT 技術者の配置 ・ｶﾒﾗ、ﾏｲｸ等の通信装置や府立支援学校及び府立中学校の端末等を整備 ○府立学校のｵﾝﾗｲﾝでの学習体制を構築 ・端末機等を持たない家庭に対する学校所有の端末機、ﾓﾊﾞｲﾙﾙｰﾀｰ（通信費込み）の貸し出し	○文化芸術活動の継続支援 ・無観客ﾗｲﾌﾞ等の配信にかかる経費を補助等
兵庫県	○学校（外国人学校含む）におけるﾏｽｸ等購入の支援 ○特別支援学校のﾄｲﾚ改修による衛生環境改善 ○放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽへの追加経費の支援 ○補習等支援のための学習指導員の配置 ○心のｹｱに対応する SNS 悩み相談窓口の強化 ○放課後児童ｸﾗﾌﾞかかり増し経費支援、利用料減免支援 ○ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業への支援 ○病院内保育所における学童保育の受入支援 ○特別支援学校休校に伴う、放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ利用支援 ○学習支援番組「みて・学ぼう！ひょうごっ子広場」の制作 ○学校給食休止に伴う食材違約金の支払い ○学校再開に伴う少人数授業、補習等支援のための非常勤講師、ｽｸｰﾙｻﾎﾟｰﾄｽﾀｯﾌ、業務支援員の配置 ○私立学校における学校再開への人的体制の強化支援 ○学校再開に伴う感染症対策の強化 ○特別支援学校ｽｸｰﾙﾊﾞｽの増便対応等 ○給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援 ○部活動全国大会の代替地方大会開催支援	○県立学校等における遠隔授業環境の整備 ・家庭にｲﾝﾀｰﾈｯﾄ環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web 会議ｱﾌﾟﾘ・学習支援ｱﾌﾟﾘの導入 ○県立大学の遠隔授業環境の整備 ・web 会議ｱﾌﾟﾘの導入補助 ○GIGA ｽｸｰﾙｻﾎﾟｰﾀｰ（ICT 技術者等）の配置 ○障害児童生徒のための点字ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ、視線入力装置等の整備 ○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備 ○専修学校等における遠隔授業環境の整備	○芸術・文化施設等の県民利便施設等にｻｰﾓｸﾞﾗﾌｨｰ等を整備（県単独含む） ○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のｵﾝﾗｲﾝ配信 ○県立美術館・博物館の PR 動画や県内ｱｰﾃｨｽﾄの活動動画を作成・配信、多言語音声ｶﾞｲﾄﾞの専用ｱﾌﾟﾘ等の製作 ○避難所等での物資・衛生資材等の備蓄 ○避難所となる学校等体育館の換気設備導入支援 ○芸術文化公演の再開に向けた緊急支援 ○芸術文化の鑑賞・体験機会の創出支援 ○県民利便施設等の換気設備の強化 ○県立美術館における時間制来館者ｼｽﾃﾑ導入
奈良県	○幼稚園がﾏｽｸや消毒液等を購入する経費に対し補助 ○特別支援学校の臨時休業期間中における学校給食の食材費負担 ○特別支援学校等の臨時休業による、放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ等の利用増に伴う追加経費に対し補助 ○学校の臨時休業による心のｹｱのため、公立学校の児童生徒に対し、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰによるｽﾄﾚｽﾁｪｯｸを実施 ○在宅運動番組（児童生徒向け）制作・放送 ・臨時休業中の小中高生等の健康維持のための番組を提供 ○在宅教養講座番組制作・放送 ・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供 ○小学校の臨時休業に伴う放課後児童ｸﾗﾌﾞの開所時間の延長に要する経費等に対し補助 ○放課後児童ｸﾗﾌﾞの利用の自粛等に伴う保護者負担の減による公費負担の増に対し補助 ○小学６年生及び中学３年生の学級を分割し、感染拡大防止及びきめ細かい指導を行うため、教員を加配 ○夏期休業を短縮して授業等を実施するため、非常勤講師等を配置 ○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置 ○感染症対策のために増加する教員の業務をｻﾎﾟｰﾄするため、ｽｸｰﾙ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｽﾀｯﾌを配置 ○特別支援学校ｽｸｰﾙﾊﾞｽの感染ﾘｽｸ低減のため、増便対応 ○部活動全国大会の代替地方大会開催支援	○全教員、児童生徒に対し「G Suite for Education」のｱｶｳﾝﾄを発行 ○教育長及び指導主事による授業ｻﾝﾌﾟﾙ動画を参考に各学校で授業動画を作成し、動画共有ｻｰﾋﾞｽ上の各学校のﾁｬﾝﾈﾙにｱｯﾌﾟﾛｰﾄﾞ ○Wi-Fi 環境がない家庭に PC を貸与し、授業動画を保存した DVD や USB ﾒﾓﾘを提供 ○児童生徒の健康観察等、ｵﾝﾗｲﾝ活用による家庭と学校が共有 ○全教員に「G Suite for Education」の講習をｵﾝﾗｲﾝで実施 ○ｵﾝﾗｲﾝで活用できるﾂｰﾙを利用し、ﾃｽﾄの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止のための遠隔授業の環境整備を行う公立大学に対し補助 ○県立中学校及び特別支援学校小学部・中学部に情報教育環境を整備 ・情報端末整備　1,050 台 ・情報端末の活用を支援する技術者を配置 ○障害のある児童生徒が情報機器の使用に要する障害に応じた入出力支援装置を整備 ○低所得世帯の経済的負担を軽減するため、オンライン学習にかかる通信費を支援	○県立文化施設において消毒液の整備、受付でのｱｸﾘﾙ板設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備 ○入館時における新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策の徹底（ﾏｽｸ着用、手指消毒、三密の回避等） ○県立図書館主催ｲﾍﾞﾝﾄとして、館長講演会のｵﾝﾗｲﾝ配信 ○県立万葉文化館・民俗博物館のHP等において、万葉歌留多等の家で遊べるｺﾝﾃﾝﾂの配信 ○奈良県立ジュニアオーケストラのﾃﾚﾜｰｸ演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト（YouTube）にて公開 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援 ○ｵﾝﾗｲﾝを活用した芸術文化活動の取組に対し補助 ○美術作品等に接する機会を提供するため、県立美術館の展覧会の講演会等を動画配信サイト（YouTube）にて公開
和歌山県	○公立・私立幼稚園におけるﾏｽｸや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（ﾏｽｸや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食用食材ｷｬﾝｾﾙ料負担 ○子供 SOS ﾀﾞｲﾔﾙ（24 時間対応）教育相談電話、LINE を活用した教育相談による心のｹｱへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のｹｱへの対応 ※スクールバス内の過密化防止のため、特別支援学校スクールバスの増便対応 ※補習等、生徒の学力保障を行うための県立学校への学習指導員の配置 ※特別支援学校へのｽｸｰﾙ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｽﾀｯﾌの配置 ※部活動全国大会の代替地方大会開催支援	○公立・私立幼稚園におけるﾏｽｸや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品（ﾏｽｸや消毒液等）の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食用食材ｷｬﾝｾﾙ料負担 ○子供SOSﾀﾞｲﾔﾙ（24時間対応）教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のｹｱへの対応 ○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や（県）教育相談主事による心のｹｱへの対応 ○県立学校において家庭学習の充実に向けたｵﾝﾗｲﾝ学習支援ｻｰﾋﾞｽの導入 ○各学校のWebﾍﾟｰｼﾞにﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ付き閲覧制限ﾍﾟｰｼﾞを設置し、家庭への連絡等で活用 ○GIGA ｽｸｰﾙ構想による県立中学校・特別支援学校（義務教育課程）の児童生徒の PC 端末の整備前倒し ○高等学校生徒１人１台 PC 端末の整備（12 月末完了予定） ○県立中学校生徒１人１台 PC 端末の整備（9 月１日完了） ○県立高等学校・特別支援学校の教員及び生徒の「Microsoft 365 for Education」ｱｶｳﾝﾄ発行 ○県立中学校の全教員・生徒に「G suite for Education」のｱｶｳﾝﾄ発行 ○県立中学校の全教員に「G suite for Education」の研修を実施 ○各県立学校に Web ｶﾒﾗ、ﾏｲｸ等、配信用周辺機器の整備 ○臨時休業中にｵﾝﾗｲﾝ学習ができるよう、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ環境未整備の家庭に貸与する機器を準備（通信料は県負担） ○県立高等学校・特別支援学校でのｵﾝﾗｲﾝによる同時双方向型授業実施のための体制づくり ○臨時休業時のｵﾝﾗｲﾝ学習の技術的支援を行うｻﾎﾟｰﾀｰの派遣 ○授業動画の配信やﾘﾓｰﾄ学習指導の開始 ○特別支援学校の児童生徒のための入出力支援装置（ｼﾞｮｲｽﾃｨｯｸﾏｳｽ、視線入力装置等）の整備 ○低所得者を対象に家庭におけるｵﾝﾗｲﾝ学習を支援するための通信費を支給	○県立図書館における消毒液の整備、受付でのアクリル板設置及び体温計の購入 ○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアクリル板設置及び非接触型体温計の購入

団体	（１）臨時休業・学校再開対策	（２）遠隔教育等の推進	（３）芸術・文化等
徳島県	○私立幼稚園におけるﾏｽｸ等保健衛生用品の購入等 ○県立学校へのﾏｽｸや消毒液の配付及び購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 ・食材の有効活用を促進する経費への補助 ・学校給食用ﾊﾟﾝ、米飯、牛乳、ﾃﾞﾘﾊﾞﾘｰ給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・ﾒｰﾙ・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるﾏｽｸ等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童ｸﾗﾌﾞに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童ｸﾗﾌﾞを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 ○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に改修 ○特別支援学校において、幼児児童生徒の障がい特性に応じた感染対策や過密対策など、「新しい生活様式」を実践するための機器（ｱﾙｺｰﾙﾃﾞｨｽﾍﾟﾝｻｰ）等を購入 ○私立学校再開に伴う学校における感染症対策の強化に係る支援 ○私立学校再開に伴う学校における追加的人員配置に係る支援 ○児童生徒の体力・競技力向上のためｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰを派遣 ○県立学校生のための臨時通学バスの運行 ○県立学校において「新しい生活様式」に対応した空調整備 ・県立学校に可搬式空調（スポットクーラー）を整備 ・普通教室に空調を整備（普通教室空調設置率100%とする） ・空調モデル創出事業（体育館、特別教室） ○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置 ○感染症対策のために教員の負担増となる業務をｻﾎﾟｰﾄするため、ｽｸｰﾙ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｽﾀｯﾌを追加配置	○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をｻﾎﾟｰﾄするための動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送 ○手作りﾏｽｸの動画の作成・配信 ○HP からﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできる独自教材ﾌﾟﾘﾝﾄの活用 ○ｳｪﾌﾞ会議ｼｽﾃﾑの無料ｱｶｳﾝﾄを取得し、各県立学校に必要なｱｶｳﾝﾄを配付 ○無料の教育ｸﾗｳﾄﾞｻｰﾋﾞｽに各県立学校用ｱｶｳﾝﾄを作成し配布 ○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたｲﾝﾀｰﾈｯﾄを活用した児童生徒の学習支援するﾓﾃﾞﾙ事業を実施 ○県立学校の教員がﾃﾚﾜｰｸできる環境構築 ○障害児童生徒のための点字ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ、視線入力装置等の整備 ○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設 ○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をｅーラーニングコンテンツとしてデジタル化 ○徳島県ＧＩＧＡスクール構想として、公立の小学校・中学校・高等学校、及び特別支援学校の児童生徒に１人 ○子どもたちの心のケアとして「とくしまこころのサポート動画」を作成・配信 ○私立高校、私立専修学校（高等課程）が実施する１人１台端末の整備に係る経費に対する補助 ○徳島県ＧＩＧＡスクール構想推進本部を設置	○県立文化施設等において、ﾏｽｸ・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備 ○ﾀﾌﾞﾚｯﾄ等を活用した県外のﾌﾟﾛ演奏家から県内ｱﾏﾁｭｱ演奏者へのｵﾝﾗｲﾝ演奏指導の実施 ○「あわ文化」に係る VR 動画等ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺﾝﾃﾝﾂを作成し、情報発信 ○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施 ○部活動全国大会の代替地方大会開催支援 ○Web 環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援 ・パラスポーツ実施支援動画の作成 ・オンラインでの芸術教室の実施 ○県立図書館における電子書籍コンテンツの拡充等、ＩＣＴ活用サービスの向上
鳥取県	○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染ﾘｽｸの軽減のため、特別支援学校ｽｸｰﾙﾊﾞｽを増便 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童ｸﾗﾌﾞに追加で生じる費用、ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ利用料の減免を行った場合に生じる費用等について支援 ○休業期間中を活用した読書感想文ｺﾝｸｰﾙ等の開催 ○放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽで追加的に生じたｻｰﾋﾞｽ分に係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ｹｱ児等の送迎のため、放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業所等が福祉ﾀｸｼｰを利用する場合にﾀｸｼｰ券の配付を行う事業に補助 ○子どもの居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者のﾚｽﾊﾟｲﾄを行う事業に補助 ○子どもの世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100 円/人日） ○私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び家庭学習に必要な教材の購入等、学習保障の取組への経費支援 ○私立専修学校が行う感染症予防対策及び学習保障の取組への経費支援 ○私立中学校・高等学校が行う学校寮及び部活動における感染防止対策への経費支援 ○ﾌﾘｰｽｸｰﾙ、各種学校等が行う感染症予防対策の取組への経費支援 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽの影響により、公私立中学校・高等学校が修学旅行等を県内宿泊又は県内や近県日帰りに変更して実施する場合の経費支援	○学校休業中にｲﾝﾀｰﾈｯﾄを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi 機器の貸与や回線の増強を実施 ○遠隔教育等で使用する ｅﾗｰﾆﾝｸﾞ教材のｱｶｳﾝﾄ取得・活用に係る市町村への補助 ○ＧＩＧＡスクール構想により児童生徒の１人１台端末の運用開始に伴い、当該端末を授業等で円滑に使用できるようにするため、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境を整備	○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形での文化芸術活動を支援 ○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援
京都市	○市立学校園におけるﾏｽｸ・消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学童ｸﾗﾌﾞ等の対応に係る支援 ○LINE による相談窓口の開設 ○こども相談 24 時間ﾎｯﾄﾗｲﾝを活用した心のｹｱへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ポスト」の設置 ○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備 ○市立学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備 ○大学における学生支援強化特別支援事業 ○子ども食堂等との連携による子どもの見守り強化	○京都放送，京都新聞と連携した「京都・学びﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」（動画配信等） ○GIGA ｽｸｰﾙ構想の実現に向けた通信ﾈｯﾄﾜｰｸの増強 ○ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞを活用した家庭学習課題等の発信 ○運動遊びや読み聞かせ等に活用できる DVD の作成 ○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備 ○市立芸術大学における感染拡大防止対策	○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設 ・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため，新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症拡大防止に留意しつつ，現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動（企画・制作・実施・ﾘﾊｰｻﾙ等）募集し，審査のうえ奨励金（上限 30 万円）を交付 ○京都の芸術家等の活動状況に関するｱﾝｹｰﾄを実施 ・新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大に伴い，京都市に居住又は活動拠点を持つ文化芸術に関わる方々が置かれている状況を調査するとともに，活動の再開や持続に向けてのニーズを明らかにするために実施 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ ・表現方法や鑑賞ﾓﾃﾞﾙの変革が求められている文化芸術関係者に対し，各種支援事業等の相談窓口を開設するほか，ふるさと納税型ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを活用した文化芸術活動の再開支援まで，切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金 ・施設使用料等補助として、適切な感染症防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ・感染拡大防止等経費補助として、実演芸術や映画撮影など，複数の者で製作する文化芸術活動に対して，業種別ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等に基づく感染拡大防止等経費を補助
大阪市	○令和２年度の学校給食費の無償化 ○SNS を活用した児童生徒相談拡充 ○「学びの保障」実施に向けた体制整備として、非常勤講師、学力向上支援ｻﾎﾟｰﾀｰ、ｽｸｰﾙｻﾎﾟｰﾄｽﾀｯﾌを追加配置 ○感染拡大防止のため修学旅行等がｷｬﾝｾﾙとなった場合、保護者の経済的負担軽減のため公費による補償を実施	○動画配信ｻｲﾄ(YouTube)を活用した学習動画の配信 ○ﾃﾚﾋﾞ大阪と連携し、学習動画をｻﾌﾞﾁｬﾝﾈﾙで放映 ○NPO 法人の学習動画ｻｲﾄを活用 ○全児童生徒に学習用端末機を前倒し整備 ○就学援助世帯で Wi-Fi 環境が整っていない家庭に、ﾓﾊﾞｲﾙﾙｰﾀを貸与し、通信使用料を負担 ○ｵﾝﾗｲﾝ学習の円滑実施のため、Web ｶﾒﾗ、ﾏｲｸｽﾋﾟｰｶｰなどの通信装置を整備 ○市立大学における遠隔授業実施に係る環境整備	
堺市	○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○市立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食材費等)を負担 ○児童生徒等及び保護者の方々の心のｹｱ等の支援として、高等学校、中学校、一部の小学校にｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰを配置 ○市立学校園の臨時休業措置期間における分散登校の実施（学習状況の確認や心のｹｱ等） ○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保 ○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託 ○保護者の経済的負担を軽減するため、８月から 10 月までの学校給食費を無償化 ○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置	○市立図書館にて、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出 ○教育委員会の HP 上において、文部科学省の学習支援ｺﾝﾃﾝﾂﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ等を掲載し、家庭学習を支援 ○各小中学校の HP から教科書に準拠した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援 ○J:COM と連携し、授業動画をｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞで放映 ○市立小中学校等に通うすべての児童(約 64,000 人)のﾉｰﾄﾊﾟｿｺﾝを年内に整備 ○家庭学習が可能となるようモバイル Wi-Fi ルーターを各家庭に貸与 ○学校における ICT 環境整備を進めるため、「GIGA スクールサポーター」を学校に新たに配置	○堺市文化芸術応援企画（フェニーチェ堺でリスタート） ・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリスタートの場として、昨年度グランドオープンしたフェニーチェ堺を８月から 11 月まで提供（学生：施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額） ○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会（硬式）の開催を支援。
神戸市	○休校中の家庭学習環境の確保 ・ICT 環境が整っていない家庭へﾊﾟｿｺﾝ・Wi-Fi ﾙｰﾀｰを無償貸与 ○臨時休校期間における子育て家庭の負担軽減 ・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ、放課後児童ｸﾗﾌﾞの時間延長にかかる運営費補助及び利用料減免 ○学校給食休止に伴う食材事業者等への補償 ○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とｽｸｰﾙ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｽﾀｯﾌを追加配置 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援 ・食品送付による昼食支援・ICT を活用した学習支援 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響により学生支援に取り組む市内大学等へ、ふるさと納税を活用して助成	○（株）ｻﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝとの連携による「ﾃﾚﾋﾞ授業」の実施 ○GIGA ｽｸｰﾙの加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にﾉｰﾄﾊﾟｿｺﾝ等を１人１台整備 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への ICT を活用した学習支援（再掲） ○with コロナ時代における野外活動の推進 ・ハイキング道・市民公園等の整備 ・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備 ・ﾌﾟﾛｽﾎﾟｰﾂを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、ﾄｯﾌﾟｽﾎﾟｰﾂﾁｰﾑ所属選手がﾚｯｽﾝ動画を配信	○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業 ・ｱｰﾃｨｽﾄやﾗｲﾌﾞﾊｳｽ等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限 10 万円/人、上限 75 万円/施設） ・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限 50 万円/日・施設、補助率 1/2、県市協調) ・神出山田自転車道でのｼｪｱｻｲｸﾙ事業の実施 ・神戸マラソン延期に伴うﾗﾝﾆﾝｸﾞｲﾍﾞﾝﾄ事業の実施

3 社会・福祉対策

※今回追加

団体	（１）社会福祉施設等における感染拡大防止対策	（２）障害福祉分野のICT・テレワークの導入	（３）生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	○マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布 ○社会福祉施設等のﾏｽｸ等の衛生用品の購入・消毒等にかかる費用を補助 ○多床室の個室化改修経費を補助 ○通所系の社会福祉施設等による自宅訪問など代替ｻｰﾋﾞｽ提供に伴うかかり増し経費を補助 ○地域活動支援ｾﾝﾀｰ等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助 ○介護福祉士養成施設のﾏｽｸ等の衛生用品購入にかかる経費を補助 ○介護事業所の介護ﾛﾎﾞｯﾄ導入およびICT化に対する支援の拡充 ○介護サービス事業所等における感染症対策および利用再開を支援するとともに、介護施設・事業所に勤務する職員に対して慰労金を支給 ○介護施設・事業所にかかるｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ機能の確保経費を支援 ○障害児者へ訪問入浴ｻｰﾋﾞｽ等を提供する際の感染症対策に係る経費を補助 ○障害福祉サービスの再開に向けた支援 ○就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用を支援 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する児童養護施設に対し補助 ○介護事業所団体が実施する感染症対策研修開催経費を支援 ○感染症が発生した介護施設に対して、感染管理認定看護師を派遣 ○介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の整備を支援	○スマートフォン等を使用した遠隔手話サービスを実施	○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒への高校生等奨学給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免 ○住宅確保給付金の支給 ○県営住宅での一時的な受け入れ ○県税の納税等の猶予 ○家族の入院等により在宅での生活が困難になったこどもを家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う ○障害児者の家族が感染する等、従来の障害福祉ｻｰﾋﾞｽで障害児者の生活が維持できなくなった場合に、必要な支援者や一時的な生活の場の確保等の支援を行う ○家族の入院等により在宅生活が困難となった要介護高齢者に対して、必要な介護ｻｰﾋﾞｽを提供する。 ○自殺防止に関する相談体制等の強化 ○子ども食堂の感染拡大防止を支援し、活動団体に物資が迅速に届くようにするため県社協の体制を拡充 ○ｱﾝｹｰﾄを実施し、子どものための新しい行動様式「すまいる・あくしょん」を策定 ○ｱﾝｹｰﾄを実施し、子どものための新しい生活様式を策定 ○児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付 ○ひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、SNSを活用した相談窓口を設置 ○生活困窮に陥っているひとり親家庭等を支援する県社協の事業へ補助 ○子ども家庭相談ｾﾝﾀｰのﾃﾚﾋﾞ電話・SNSでの相談体制充実 ○家計急変世帯の県立大学大学院生に対する授業料減免
京都府	○多床室の個室改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助（介護施設、障害者支援施設、児童養護施設） ○通所ｻｰﾋﾞｽ(介護・障害)等に、代替ｻｰﾋﾞｽの提供やｻｰﾋﾞｽ形態の確保による支援 ○社会福祉施設等の感染拡大防止対策支援 ・感染症対策ﾏﾆｭｱﾙ改定や研修の実施に対する支援 ・感染発生時に使用する簡易居室の整備支援 ○介護福祉士養成施設等における感染予防対策支援 ○障害児者へ訪問入浴ｻｰﾋﾞｽ等を提供する際の感染症対策に係る経費を支援 ○感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対するPCR検査の実施 ○児童養護施設等における感染症対策支援	○Web環境を活用した障害者ｽﾎﾟｰﾂ・文化芸術・ｵﾝﾗｲﾝ運動会や「京都とっておきの芸術祭」のWeb開催を実施 ○障害者雇用ｻﾎﾟｰﾄ強化事業 ・障害者就業・生活支援ｾﾝﾀｰの支援体制の充実強化 ○障害福祉事業所におけるICT導入等支援	○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給 ○家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除 ○家計急変世帯の専門学校生に対する授業料減免等 ○府税の納税等の猶予 ○自殺防止に関する相談体制の強化 ○低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金支給 ○ひとり親家庭等に対する学習支援 ・対象児童に対し図書カードを配布 ○児童虐待防止強化対策の検討
大阪府	○社会福祉施設等への衛生用品等の配布 ○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等 ○ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助 ○SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入 ○緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 ○地域医療介護総合確保基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 ○介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 ○介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 ○社会福祉施設等応援職員の派遣旅費等の補助 ○社会福祉施設職員向けの感染症対策研修の実施及び動画配信 ○社会福祉施設に対する感染症対策、ｻｰﾋﾞｽ再開、職員慰労金支給等の支援 ○介護事業所に対する介護ﾛﾎﾞｯﾄ機器購入補助の拡充 ○介護事業所に対するＩＣＴ導入支援の拡充	○就労移行支援事業所等におけるﾃﾚﾜｰｸ導入支援	○住居確保給付金の支給 ○外出自粛の長期化による児童虐待の増加やDV被害者等への相談支援体制の強化 ○保護者が新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽに感染し、保護者又は代替者による養育ができない児童を府がﾎﾃﾙ等宿泊施設において、一時保護を実施 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供 ○府営住宅入居者の家賃の減免等 ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○外出自粛の長期化によるDV被害者等へのﾎﾃﾙ借上げによる緊急避難支援 ○「女性のためのｺﾛﾅ禍に関連する情報ｻｲﾄ」の開設 ○ﾁｬｯﾄﾎﾞｯﾄの活用による消費生活相談の充実
兵庫県	○マスク等の購入等や個室化改修経費の補助 ○介護施設への簡易陰圧装置等整備費補助 ○訪問サービス提供に伴うかかりまし経費等の補助 ○社会福祉施設等応援職員の派遣旅費等の補助 ○介護施設に対するロボット等導入支援の拡充 ○在宅障害者等に対する安否確認等の経費支援 ○障害児相談支援従業者養成研修等の映像化、分割開催経費の支援 ○地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化 ○就労系障害福祉サービス等の機能強化 ・生活支援員の追加配置、生産活動支援員の配置、事業所商品の販売強化（配送料無料化等） ○複合災害に備えた避難所の体制強化 ○訪問入浴ｻｰﾋﾞｽ等の日常生活支援ｻｰﾋﾞｽ提供体制の強化 ○社会福祉施設に対する感染症対策、ｻｰﾋﾞｽ再開、職員慰労金支給等の支援 ○在宅高齢者・障害者一時的受入体制の整備(専従職員配置のかかり増し分補助)	○障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援 ○障害福祉ｻｰﾋﾞｽにおけるﾃﾚﾜｰｸ等の導入支援 ・タブレット端末、専用VR機器の導入補助 ○聴覚障害者の遠隔手話ｻｰﾋﾞｽ実施のためのｼｽﾃﾑ整備	○国民健康保険料（税）の減免措置、傷病手当金の支 ○住居確保給付金の拡充 ○収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 ○家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免 ○経済問題や職域における心の悩相談体制の強化 ○感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(ﾘﾓｰﾄ相談用のﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末購入) ○緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症に関する人権啓発の強化 ○生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化 ○ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 ○児童の安全確保のためのこども家庭ｾﾝﾀｰの体制強化 ○子ども食堂の感染拡大防止支援 ○家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助
奈良県	○高齢者福祉施設、障害者福祉施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助 ○認可外保育施設・児童養護施設等のﾏｽｸや消毒液等購入経費に対し補助 ○児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助 ○介護福祉士養成施設等・在宅医療的ｹｱ児等の家庭・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等へのﾏｽｸ、消毒液の配付 ○知事記者会見における手話通訳の導入 ○相談支援従事者研修、ｻｰﾋﾞｽ管理責任者等研修及びたん吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信 ○子育てを支援する市町村のﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業の登録会員に対し、感染拡大防止のための研修を実施 ○保育所・幼稚園・児童養護施設等がﾏｽｸや消毒等を購入する費用等に対し補助 ○医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制を強化 ○福祉施設職員のメンタルケアのための相談窓口の開設 ・臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助 ○保育所や児童養護施設等の職員へのﾒﾝﾀﾙｹｱや感染防止対策の相談・支援体制を整備 ○高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助 ○福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助 ○福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、ﾏｽｸや消毒液等を備蓄 ○居宅系の介護ｻｰﾋﾞｽや障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等利用再開を支援するため、相談支援事業所等が行うｱｾｽﾒﾝﾄ等に対し補助 ○福祉施設にて利用者と接する従事者等に慰労金給付 ○感染拡大やｸﾗｽﾀｰの発生を防止するための注意事項について、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発「奈良県版ｺﾛﾅｳｲﾙｽ注意事例集」・啓発ﾎﾞｽﾀｰの作成等 ○社会福祉施設等におけるｸﾗｽﾀｰの発生を防止するための専門家で構成するﾁｰﾑによる実地指導等の支援を実施 ○医療機関や社会福祉施設等におけるｸﾗｽﾀｰの発生を防止するため、感染拡大時に施設の職員を対象とした一斉・定期的な検査を実施 ○介護施設等が大規模修繕に併せて実施する介護ﾛﾎﾞｯﾄ・ICTの導入に対し補助 ○特別養護老人ﾎｰﾑ併設ｼｮｰﾄｽﾃｲ用多床室の個室化改修に対し補助	○就労系障害福祉事業所のﾃﾚﾜｰｸ導入に要する経費に対し補助 ○聴覚障害者に対する遠隔手話ｻｰﾋﾞｽの実施 ○障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等におけるテレワーク導入や、感染拡大防止・生産性向上のためのＩＣＴ導入等に要する経費に対し補助 ○商品の生産技術や新商品・新ｻｰﾋﾞｽの開発、販売促進等に取り組む就労系障害福祉事業所に専門家を派遣、県の共同受注窓口にｲﾝﾀｰﾈｯﾄを活用した発注ｼｽﾃﾑを構築	○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○生活困窮者住居確保給付金の拡充 ○生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのﾏｽｸ、消毒液の配付 ○収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 ○離職者等への県営住宅の一時的な提供（6月補正予算により提供戸数を追加） ○地域で子育てを支えるこども食堂が、家庭を訪問して弁当を届けるなど新たな活動を行うことへの支援 ○外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するため、相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援 ○ひとり親家庭や児童虐待・ＤＶ被害者等のためのｵﾝﾗｲﾝによる相談や感染防止に配慮した環境を整備 ○訪問入浴ｻｰﾋﾞｽの利用促進に取り組む市町村へ補助 ○在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援ｾﾝﾀｰにおいて、ｵﾝﾗｲﾝによる相談体制等を整備 ○失業や休業等を原因とする自殺を未然に防止するため、電話相談等による支援を実施 ○家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助 ○児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付 ○離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する家賃相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施 ○生活困窮者等へのｵﾝﾗｲﾝによる相談体制等を整備 ○消費者相談に迅速に対応するため、消費生活ｾﾝﾀｰのｵﾝﾗｲﾝによる相談体制等を整備 ○生活困難者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施 ○在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に要する経費に対し補助 ○こども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響により家計が急変した私立専門学校の生徒の修学を支援 ○就職氷河期世代の就職を促進するためのｾﾐﾅｰを開催
和歌山県	○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等における消毒液等を購入 ○高齢者施設・事業者、障害児入所施設等へのﾏｽｸの配布 ○障害者就労支援施設で作成した布ﾏｽｸを県が購入し、障害児者入所施設に配布 ○地元企業から寄贈を受けたｱｸﾘﾙﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝの配布 ○必要な介護ｻｰﾋﾞｽを継続して提供できるよう、通常の介護ｻｰﾋﾞｽでは想定されないかかり増し経費等を支援 ○多床室の個室化に要する費用を支援 ○介護・障害福祉ｻｰﾋﾞｽの利用再開に向け、ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰによるｱｾｽﾒﾝﾄ等の経費を支援 ○各施設・事業所等における感染対策徹底支援 ○在宅障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所による利用者への再開支援の助成 ○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等に非常時に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄 ○企業から寄贈を受けた非接触型赤外線体温計について、県が購入した分と併せて児童福祉施設等に配布 ○社会福祉施設（高齢者・障害者・児童）に感染管理認定看護師を派遣し、感染対策を現地助言	○障害福祉分野生産性向上推進 ・障害者支援施設におけるﾛﾎﾞｯﾄ等（見守りｾﾝｻｰ等）の導入支援 ・就労系障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所におけるﾃﾚﾜｰｸを活用した遠隔指導の実施を支援 ○ﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末を活用した遠隔手話ｻｰﾋﾞｽ等を実施	○生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額 ○住居確保給付金の支給 ○県税の納税等の猶予 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営住宅の提供 ○家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免 ○家計急変世帯に対する高校生等奨学給付金の支給 ○自殺防止のための相談の実施 ○低所得のひとり親世帯に臨時の特別給付金を支給 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応従事者へ慰労金の支給(国制度) ○児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給（県単独制度）

団体	（１）社会福祉施設等における感染拡大防止対策	（２）障害福祉分野のICT・テレワークの導入	（３）生活に困っている世帯・個人への支援
徳島県	○社会福祉施設等におけるﾏｽｸ、ｴﾀﾉｰﾙの購入支援や、県備蓄ﾏｽｸ、手指消毒用ｴﾀﾉｰﾙの配布 ○高齢者、障がい者に配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発 （TVCM、新聞・HP掲載、県民交流ﾌﾟﾗｻﾞでの放映） ○在宅生活を強いられている障がい者等の安否確認、相談受付や情報提供等に係る支援 ○障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ等事業所に対するｻｰﾋﾞｽ継続支援 ○通所ｻｰﾋﾞｽ事業所に対する代替ｻｰﾋﾞｽの提供や他事業所との連携に要する経費支援 ○LINEを活用した「徳島県・新型ｺﾛﾅ対策ﾊﾟｰｿﾅﾙｻﾎﾟｰﾄ」を開設 ○「生活不活発」予防についての情報発信 ・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載による予防ﾎﾟｲﾝﾄの周知啓発、You Tube等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介 ○児童養護施設、認可外保育施設等におけるﾏｽｸ・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品の整備や補助 ○児童養護施設等の個室化等改修経費を支援 ○児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援 ○児童養護施設等における業務負担増に対し、補助者の雇用による体制強化を支援 ○児童養護施設等への看護師派遣等による感染予防対策の助言指導 ○介護施設等に対するICT及び介護ﾛﾎﾞｯﾄ等導入支援 ○介護施設に対する多床室の個室化、陰圧・換気設備等の整備に要する経費支援 ○社会福祉施設に対する感染症対策、ｻｰﾋﾞｽ再開、職員慰労金支給等の支援 ○施設長会議を開催し、感染予防対策の再徹底を依頼 ○専門家の意見を踏まえた感染拡大防止ﾁｪｯｸﾘｽﾄの配付及び巡回指導 ○介護・障がい福祉施設におけるｸﾗｽﾀｰ発生対応訓練の実施及び相互応援体制の構築 ○在宅障がい者等の一時保護施設の整備	○就労系障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所におけるﾃﾚﾜｰｸ等導入支援 ○聴覚障がい者に対する遠隔手話ｻｰﾋﾞｽ等を利用した意思疎通支援 ○Web環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援 ・パラスポーツ実施支援動画の作成 ・オンラインでの芸術教室の実施	○生活福祉資金の貸付原資の追加助成 ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施 ○宿泊施設帰省者受入れ支援事業 ・特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保 ○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ住宅の家賃減額支援 ○住居確保給付金の支給 ○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣 ○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、ＳＮＳを活用しひとり親家庭の子どもたちの相談を受ける寄り添い支援 ○ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援 ○ひとり親家庭に対するＳＮＳ相談体制の整備 ○ひとり親家庭に対するオンライン学習支援の実施
鳥取県	○幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要な保健衛生用品を整備 ○県民のﾏｽｸ購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売り事業者と連携して構築 ○障がい者支援施設等の居室個室化への改修経費支援 ○介護ロボットの導入、ICT化支援 ○通所ｻｰﾋﾞｽ事業所(障がい福祉分野)の代替ｻｰﾋﾞｽの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまし経費を支援 ○相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助 ○通所系介護ｻｰﾋﾞｽ事業所の代替ｻｰﾋﾞｽの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまし経費を支援 ○緊急配布用個人防護具等の購入 ○とっとりSNS相談の相談日を拡充 ○ﾏｽｸ、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布 ○避難所における新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の感染防止対策 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽの第2波の探知、ﾘｽｸ評価・対策立案のための発生動向調査・ﾃﾞｰﾀ分析等	○法定研修を映像化等により遠隔実施するために必要な経費支援 ○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置 ○就労移行支援事業所のテレワークシステムの導入を支援 ○ｵﾝﾗｲﾝ面会の実施に必要な機器整備を助成	○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、ｺﾛﾅ対策で会場変更等の経費を追加で補助 ○非課税世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 ○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助 ○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化（減免）経費を大学へ交付 ○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長９ヶ月家賃相当額を支給 ○外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動に対し助成
京都市	○社会福祉施設等に対する衛生物資の支援 ・医療機関や社会福祉施設等に対する衛生物資の支援、福祉避難所に対する衛生物資の確保 ○社会福祉施設の多床室の個室化支援等 ○社会福祉施設の施設等内の消毒に要する経費助成 ○通所ｻｰﾋﾞｽ事業所等の利用者の居宅訪問など、特別な形でのｻｰﾋﾞｽを提供する取組を支援 ○医療機関，社会福祉施設への「支え合い支援金」の創設 ・ｺﾛﾅ禍において，市民生活を維持するために医療・福祉を提供いただいた施設に対する感謝の意を示し，また，ｳｨｽﾞｺﾛﾅ社会においても尽力いただけるよう支援金を支給 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の治療等に従事する医療機関に対する支援金の支給 ・帰国者・接触者外来医療機関又は入院患者を受け入れた医療機関に対して，医療ｽﾀｯﾌの確保や衛生物資の購入等を幅広く支援する支援金を支給 ○指定避難所等での感染拡大予防対策 ○ｳｨｽﾞｺﾛﾅ社会での安心安全な社会福祉施設の環境整備 ・介護保険・障害者福祉施設等におけるWi-Fi環境整備、見守りｾﾝｻｰ導入支援 ○医療機関や社会福祉施設等での感染対策の周知啓発 ・動画配信による予防啓発，専門家による感染防御法の実地指導 専門家等による介護保険施設等職員に対するオンライン感染症対策研修の実施 ○区役所・支所(保健福祉ｾﾝﾀｰ)での健診業務等における感染症対策 ○区役所・支所（保健福祉ｾﾝﾀｰ）窓口の混雑解消 ○救急活動における新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策に万全を期すため感染防止用器材の備蓄量を増強 ○ｵﾝﾗｲﾝでの子育て相談支援・連携体制強化事業	○障害福祉分野におけるｻｰﾋﾞｽ継続支援 就労系障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所及び児童養護施設等に対するﾃﾚﾜｰｸ導入支援及びICT導入のﾓﾃﾞﾙ事業に要する経費を支援	○傷病手当金の創設（国民健康保険事業） ○特別定額給付金（仮称）の支給 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため，一律に，一人当たり10万円を給付 ○子育て世帯への臨時特別給付金の支給 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○公営住宅等入居者の家賃の徴収猶予・減免等 ○市営住宅の提供 ○全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供 ○生活困窮者等への支援の拡充 住居確保給付金の支援対象の拡充等 生活困窮者等に対する相談支援体制等の充実 ○自殺防止に関する相談体制等の強化 ○ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給 ○児童養護施設等を退所されて間もない方への支援 ○特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化
大阪市	○障がい者支援施設や保護施設等で使用するﾏｽｸ・消毒液等の確保 ○老人福祉施設等での個室化促進改修費等補助金の創設 ○障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所や介護ｻｰﾋﾞｽ事業所等の事業継続に向けた支援 ○生活困窮者の一時宿泊施設内における３密状態の緩和及び受入れ枠を確保するためホテル等の借り上げ ○障がい福祉分野におけるロボット等導入支援 ○感染症対策が不十分と思われる有料老人ホーム等に赴き、防護着の着脱方法等を指導	○障がい福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援 ○障がい福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業に要する経費を確保	○解雇された派遣社員等への市営住宅の提供 ○市営住宅入居者の家賃の減免等 ○住居確保給付金の支給対象者の拡充 ○（公財）大阪国際交流ｾﾝﾀｰ「外国人のための相談窓口」において新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症に関する専門相談を強化 ○国民健康保険加入者への傷病手当金の創設 ○国民健康保険・介護保険料の減免措置 ○保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減 ○水道料金・下水道使用料の基本料金全額減免（7月～9月） ○水道料金・下水道使用料の「長期支払猶予・分割支払特例制度」の創設 ○DV等相談支援体制強化事業（DVメール相談）の実施
堺市	○障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等事業所に対しﾏｽｸや消毒液等の購入経費補助（令和２年度は市が購入した衛生用品を配布） ○障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ｹｱを必要とする者への手指消毒液の配布 ○国通知を受け、障害福祉ｻｰﾋﾞｽ等事業所が特別な形でのｻｰﾋﾞｽを提供する取組を支援 ○介護保険施設、障害者支援施設、児童養護施設に対して、ﾃﾞｼﾞﾀﾙ面会のためのﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末の貸出し ○介護保険施設等での多床室の個室化整備補助 ○介護保険施設での感染者発生の際の洗浄・消毒経費補助 ○介護保険施設等での感染症対策力向上支援事業 ○簡易陰圧装置を設置する介護・障害者施設等への補助 ○介護・障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等における「かかり増し経費」に対する補助 ○障害者等を在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなった場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けることができる仕組みを構築 ○障害者支援施設等が介護ﾛﾎﾞｯﾄ等を導入する経費を補助 ○児童養護施設等に対しﾏｽｸや消毒液等の購入に要する経費を補助 ○児童養護施設等における「かかり増し経費」に対する補助 ○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等	○就労系障害福祉ｻｰﾋﾞｽにおける在宅就労導入支援 ・ﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末等の導入補助（令和２年度も実施） ○障害者支援施設に対して、ﾃﾞｼﾞﾀﾙ面会のためのﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末の貸出し ○障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助	○国民健康保険料の減免措置・傷病手当金の支給 ○介護保険料の減免措置 ○住居確保給付金の対象拡充に伴う体制強化等 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽによる失業等により、経済的な理由によって学資の支弁が困難であるとき、市立高等学校授業料の免除等の相談対応 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助 ○新型コロナ感染症在宅ケア継続支援事業 介護者が感染した場合の要介護者等（高齢者・障害）への支援 ○SNSを活用した児童虐待防止相談の実施 ○ひとり親世帯等を対象にファイナンシャル・プランナーによる無料家計相談を実施 ○令和２年４月28日～12月31日生まれの新生児１人につき５万円を給付
神戸市	○高齢者や障がい者へｻｰﾋﾞｽを提供する事業者の衛生用品確保費用を助成（20万円/1か所） ○高齢者・障害者施設におけるﾘﾓｰﾄ面会の必要機器購入費補助（上限５万円/補助率1/2） ○施設等ｻｰﾋﾞｽ提供に支障が生じた場合、他の施設等からの応援職員派遣に伴う人件費等について補助 ○つなぐ“マスク”プロジェクトの実施 ・マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布	○高齢者・障害者施設におけるﾘﾓｰﾄ面会の必要機器購入費補助（上限５万円/補助率1/2）（再掲）	○DV相談体制の強化し、相談体制を24時間化 ○低所得のひとり親世帯への給付 ・児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して５万円（第２子以降３万円加算）を給付 ・収入が大幅に減少する世帯へ追加で５万円を給付 ○生活困窮者に対する住居確保給付金の給付 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○妊婦健康診査等に伴う外出時に利用するﾀｸｼｰ利用料を助成（１万円/人） ○ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保 ○市内大学生等に対して、地域活動への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校の授業料・入学金の減免拡充 ○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援（再掲） ・食品送付による昼食支援、ICTを活用した学習支援 ○困っている市民に対し「応援したいこと」を募集し、協力者探し等具体的な支援につなげるﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑを運営 ○若手従業員の奨学金返済支援のため、県市協調で実施している「兵庫型奨学金返済支援制度」を拡充し、神戸市独自で上乗せ補助を実施 ※ひとり親家庭に対する経済的支援 ※離職者に対する介護業界への参入促進事業「ｺｳﾍﾞdeｶｲｺﾞ」の実施 ※新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症にかかる妊産婦支援の実施

4 収束後の地域活性化対策

※今回追加

団体	（１）観光・誘客	（２）地域経済の活性化・基盤整備	（３）文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	○観光関連産業、物産事業者等に対する支援 ・県内観光施設等で使用できる、クーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売 ・国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施 ・平日宿泊補助の拡充を通じた観光閑散期の稼働率の向上、観光需要の平準化 ○ビワイチの体験機会拡大 ・レンタサイクル料金への補助を通じた「ビワイチ」「ビワイチプラス」の体験機会の拡大および周遊を通じた消費の拡大 ・スポーツタイプの自転車を利用する場合のレンタサイクル料金への補助 ○観光バスを活用した団体旅行の支援 ・県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ団体旅行プランの造成・販売 ○外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛生管理の徹底・改善等の取組支援	○製造業に対する支援 ・サプライチェーン再構築等の支援 ・海外への販路拡大に向けた取組支援 ・社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援 ・抗菌殺菌材料の開発支援 ・感染症対策に不可欠な機能を付与した工業用樹脂材料の開発支援 ・衛生関連製品や衛生医療部素材の開発支援 ・製造現場の自動化支援 ・下請企業のオンライン商談会開催支援 ○地場産業に対する支援 ・地場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト） ・ＶＲやＡＲを活用したネット通販等への取組強化を図るため、製品等の 3D データ作成技術を支援 ・地酒の数値データを収集・分析し、特徴を見える化することにより、消費者への提案力強化を支援 ・地場産業組合が導入する設備費用に対する支援 ・県内宿泊事業者の伝統的工芸品等購入費用を補助 ○県内消費拡大に向けたキャッシュレス化の推進 ・国のﾏｲﾅﾎﾟｲﾝﾄ活用消費活性化策に県独自のﾌﾟﾚﾐｱﾑﾎﾟｲﾝﾄを上乗せ ○輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の支援 ○ｺﾛﾅによる消費者の食に関する志向の変化を調査し、滋賀の食材を総合的に発信するﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄを改修	○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援 ○県内文化施設で文化芸術公演を実施した利用者に施設使用料を支援 ○スポーツ施設にサーモグラフィ、大型扇風機等を導入 ○プロスポーツチームをはじめとする県内スポーツ団体等が、試合や教室開催等で取り組む新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症拡大防止対策に対して支援
京都府	○WITH コロナ社会京都観光発信事業 ・WITH コロナ社会に対応した、安心・安全な京都観光を PR する動画作成 ○「もうひとつの京都」観光誘客事業 ・「もうひとつの京都」ｴﾘｱへの宿泊者に対する特典付与ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ等 ○京都縦貫自動車道利用促進事業 ○「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業 ・お得な周遊ﾌﾘｰﾊﾞｽの発行を支援し、公共交通機関を利用した府内観光を促進 ○「もうひとつの京都」魅力発信ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ事業 ・車両や路線ﾊﾞｽにﾗｯﾋﾟﾝｸﾞを施し、観光の魅力発信 ○観光ﾙｰﾌﾟﾊﾞｽの運行やｳｫｰｸﾂｱｰの開催による周遊観光を推進する「もうひとつの京都」事業実施 ○新しい観光資源発掘事業 ・WITH コロナ社会に向けた観光ｺﾝﾃﾝﾂの早期準備のため、民間事業者からのｱｲﾃﾞｨｱを募集 ○ナイトツーリズム促進事業 ・文化財を活用したﾗｲﾄｱｯﾌﾟなどのｺﾝﾃﾝﾂを充実 ※観光事業者等緊急応援事業 ・府内周遊の旅行商品造成に対する補助 ・観光による府内消費の喚起	○京都府 WITH コロナ・POST コロナ戦略検討 ・部局横断的な体制の下、WITH コロナ社会・POST コロナ社会を見据えた戦略を策定	○京都府文化芸術活動継続支援補助金（補助率 2/3、上限 20 万円） ○文化芸術関係者支援相談窓口 (4/30～) ・文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援 ○文化・ｽﾎﾟｰﾂ施設にｻｰﾓｸﾞﾗﾌｨ、体温計等を購入 ○北山ｱｰﾄ・ﾊﾟﾌｫｰﾏﾝｽﾌｪｽﾀの開催 ・活動自粛を余儀なくされたｱｰﾃｨｽﾄ等の販売及び発表の場を提供し活動を支援
大阪府	○「大阪の人・関西の人いらっしゃい!」ｷｬﾝﾍﾟｰﾝの実施 ・府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した方に、ｷｬｯｼｭﾚｽﾎﾟｲﾝﾄを還元する事業を府市及び大阪観光局で実施 ○「大阪文化芸術創出・おおさかﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ事業」実施 ・音楽、伝統芸能等の文化芸術ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑと観光魅力のﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝを実施	○賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援 ○宿泊施設等が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を支援	○「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」の実施 ・大阪のプロスポーツ等のﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝと府民がスポーツに触れる機会の提供を実施
兵庫県	○Welcome to Hyogo キャンペーンの実施 ・国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信 ・おみやげ購入券付き地域特産品の販売 ・県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈 ・旅行エージェント向けのファムトリップ ・国内路線就航都市でのひょうご安全宣言 PR ・ﾎﾃﾙ、旅館の会議場等におけるｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ開催支援 ・ひょうご五国交流ﾊﾞｽﾂｱｰの造成支援 ○県民交流ﾊﾞｽ事業における座席間隔確保に伴う助成単価拡充 ○ひょうごスタイルに対応した安心旅の推進 ・宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策 PR ○外食ｲﾝﾊﾞｳﾝﾄﾞ需要回復への支援 ○観光拠点整備への支援 ○少雪の影響を受けた地域への誘客促進 ・ﾌｧﾑﾂｱｰの実施、ｽｷｰ場設備整備、合宿誘致支援等	○商店街お買い物券・ﾎﾟｲﾝﾄｼｰﾙ事業の実施 ○県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施 ○県産農産物の販売促進プロモーションの実施 ○農業大学校に ICT 対応設備や農機具を導入 ○ﾎﾟｽﾄｺﾛﾅ社会に向けた先端技術研究支援 ○ｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝ強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充 ○ｽﾏｰﾄ兵庫基盤の整備 ・ﾃﾚﾜｰｸ環境の整備、兵庫情報ﾊｲｳｪｲの増強、ﾛｰｶﾙ 5G 導入支援、5G 等を活用した実証実験 ○輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援 ○地場産業の持続的発展に向けたへ事業実施の支援 ○ﾎﾟｽﾄｺﾛﾅ・ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ支援事業の実施 0000000 ○情報通信ﾈｯﾄﾜｰｸ基盤の整備促進（学校の回線接続機器の改修等） ○ﾎﾟｽﾄｺﾛﾅ社会の実現に向けた地域ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ・ﾓﾃﾞﾙ事業の実施 ○ひょうごで暮らす！体験ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業の実施（宿泊費助成、wi-fi 環境整備）	○県内芸術家による無料コンサート等の実施支援 ○県域文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化事業等の支援 ○県立美術館・博物館ﾐｭｰｼﾞｱﾑｽﾀﾝﾌﾟﾗﾘｰの実施 ○芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援 ○芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援 ○第 10 回神戸マラソン延期に伴うﾌﾟﾚｲﾍﾞﾝﾄの開催 ○「ひょうごスタイル」の推進活動助成 ○ポストコロナ社会の新たな生活スタイルの調査・研究 ○神戸ルミナリエ 2020 代替事業 ○淡路花博 20 周年記念花みどりﾌｪｱﾌﾟﾚｲﾍﾞﾝﾄ開催
奈良県	○落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行 ○新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信 ○県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアートイベントの開催 ○オンライン等による奥大和地域の魅力発信 ○観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援	○市町村が行う商品券等発行事業に対し上乗せ支援 ○市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済活動活性化を推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助 ○飲食事業者によるﾃｲｸｱｳﾄ等の導入に対し補助 ○消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内小中学校・特別支援学校等へ県産牛肉等を提供する取組へ補助 ○輸入農畜産物を国産に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助 ○県内からの輸出を回復するため、農作物や食品の輸出を行う食品等製造者の施設整備等へ補助 ○減少した農畜産業者の売上げを回復させるとともに、販路拡大による安定的な経営を図るため、インターネット販売の導入に向けた研修会を開催 ○県内中小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助 ○中小企業等が行う新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援 ○新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症による経済・労働情勢への影響を分析し、本県の実情に応じた経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対応した取組を検討 ○経済活動の再活性化と感染症対策が両立できる県内での新しい働き方の検討 ・ﾘﾓｰﾄﾜｰｸ等新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対策として実施している好事例の調査 ・専門家への意見聴取 ○海外から国内へ生産拠点等を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討 ・新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響を踏まえた企業のﾆｰｽﾞ調査 ・専門家を交えた検討会の開催 ○減収となっている就労継続支援事業所の再起に必要となる固定経費等へ補助	○総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助 ○サイクリングによる運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコースの動画を作成・配信 ○奈良マラソン２０２０の中止に伴う代替イベントの開催

団体	（１）観光・誘客	（２）地域経済の活性化・基盤整備	（３）文化・芸術・スポーツ等
和歌山県	○県民の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起 ・わかやまリフレッシュプラン販売の実施 ○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開	○県産農産物等のｅｺﾏｰｽを活用した販売支援 ・ｵﾝﾗｲﾝ出店ﾍﾟｰｼﾞ立ち上げ専門家によるﾊﾝｽﾞｵﾝ支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○輸出先国のマーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援	※県立近代美術館、県立博物館において関西文化の日に伴い、ナイトミュージアム（夜間開館）とライトアップを実施
徳島県	○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業 ・「とくしま応援割」 県民が県内の「登録宿泊施設」で宿泊する場合に宿泊料を割引（上限５千円／人泊） ・「とくしま再発見ツアー」の造成支援 県内旅行会社による県内交通機関と宿泊を組み合わせたﾂｱｰ造成を助成(宿泊料･交通費の 1/2 助成) ・徳島で得するケン（券）の発行 「GoToﾄﾗﾍﾞﾙ」による県内宿泊施設の利用者に、お土産購入、観光施設利用等に使用できる５千円割引ｸｰﾎﾟﾝを提供	○WITH･ｺﾛﾅ「新生活様式」導入応援助成金 ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため，助成率 10/10，３つのメニューにより，20 万円，50 万円，100 万円を上限に助成 ○スマートライフ先取り！事業者応援事業 ・中小・小規模事業者の再起・躍進に向け，事業者間の連携や支援機関の協力のもと，「スマートライフ」の実現に向けた企画事業を支援	○総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業 新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症に伴い、活動の休止を余儀なくされた「総合型地域ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ」の活動再開を支援するため、「感染防止対策ﾓﾃﾞﾙ」の実践や「ｵﾝﾗｲﾝ教室」の環境整備等を推進
鳥取県	○県民を対象とした県内観光の推進（#We love 鳥取キャンペーン（6/6～7/12 など）） ○ＯＴＡを活用した宿泊割引クーポンの提供 ○国の「GoTo トラベルキャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーンの実施（蟹取県ウェルカニキャンペーン、マイカー周遊ドライブキャンペーン等） ○地元の受入体制整備や旅行商品造成に向けた取組を支援	○県内事業者に対する経済支援の一環として、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施 ○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催 ○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成	○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形での文化芸術活動を支援（再掲） ○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルスの感染予防対策を支援
京都市	○消費喚起に向けた販売促進支援 伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売，PR ｲﾍﾞﾝﾄ等の取組支援 ○衛生対策等の徹底による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進 ○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策 ○国際会議施設等における安心・安全な MICE の開催推進・支援 ○市民による京都の魅力再発見 ・市民による飲食店・宿泊施設利用を促し，需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。 ※宿泊観光の促進による地域経済活性化 ・平日の宿泊観光を促進するためのｷｬﾝﾍﾟｰﾝを行う	○消費喚起に向けた販売促進支援 ・商店街が実施するｾｰﾙや集客ｲﾍﾞﾝﾄ等の取組支援 ○「新しい生活ｽﾀｲﾙ」対応のための衛生対策等支援 補助率 2/3・上限額 10 万円（店舗・事業所単位） ※換気・加湿等対策補助金～新しい生活スタイル対応のための感染症対策～ 補助率 2/3・上限額 5 万円（店舗・事業所単位） ○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保緊急対策事業 ○業界等が一体となった活性化支援事業 （業種別団体等活性化支援事業補助金） ・業種別団体→補助率 4/5・上限額 100 万円 業種別団体が見本市等を単独主催する場合 →補助率 2/3・上限額 500 万円 ・業種別団体に属する中小企業等(3 者以上) →補助率 4/5・上限額 40 万円 ○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援 ○中小企業等 IT 利活用支援事業 ○地域企業未来力会議によるｳｨｽﾞｺﾛﾅ社会課題解決事業 ○スタートアップによる新型コロナ課題解決事業 補助率 4/5・上限額 100 万円 ○宅配･ﾃｲｸｱｳﾄの利用等に係るﾌﾟﾗｽﾁｯｸ削減の推進	○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲） 伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売，PR ｲﾍﾞﾝﾄ等の取組支援 ○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲） ・表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し，各種支援事業等の相談窓口を開設するほか，ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで，切れ目のない支援を実施 ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲） ・施設使用料等補助 適切な感染症防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助 ・感染拡大防止等経費補助 実演芸術や映画撮影など，複数の者で製作する文化芸術活動に対して，業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助 ○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業 ○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業
大阪市	○「大阪の人・関西の人いらっしゃい！」キャンペーンの実施 府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した方に、キャッシュレスポイントを還元する事業を府市及び大阪観光局で実施 ○大阪・暁・プロジェクト 人々の動きを活性化し、賑わいを創出するプロジェクトを通じた、市民生活や企業･団体活動の支援	○MICE 開催支援事業 ・インテックス大阪の施設基本使用料半額を実施 ○沿道飲食店等の路上利用の支援 飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合の道路占用許可基準を緩和 ○国の「Go To 商店街」事業へ参加する市内商店街への専門家派遣 ○国の「Go To 商店街」事業へ参加するなど活性化に取り組む市内商店街等の総合プロモーション	○芸術・文化団体サポート事業 ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術･文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進 ○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成 ○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充 ・令和 2 年度下期の募集について、助成上限額を 40 万円、助成率 100％に拡充 ○芸術創造館ショーケース事業 ・アーティストに対する活動再開支援 ○本市施設利用料金の減免 ・新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を 5 割減免 ○文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等 ・人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニター等の設置
堺市	○AR、VR 等の技術を活用した歴史などの情報発信 ○市民向けの特典付観光キャンペーン「堺の魅力再発見キャンペーン」の実施 ○フリーランスのクリエイターと連携した観光 PR 動画の作成 ○「泉州 13 市町周遊スタンプラリー」の実施 泉州地域への誘客と周遊（13 市町）を目的に KIX 泉州ツーリズムビューローで実施 ○スマートフォンから楽しめるデジタルスタンプラリー「堺ええとこスタンプラリー」を実施。堺観光コンベンション協会で実施 ※大阪府新型ｺﾛﾅ警戒信号が赤色になったことに伴い、「堺の魅力再発見ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ」のほか、ｽﾀﾝﾌﾟﾗﾘｰなどの事業を一時休止または中止	○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与 ○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテストを実施 ○市内在住の満 65 歳以上の方がおでかけ応援カードを使うことにより路線バスや阪堺電車を 1 乗車 100 円で利用できる「おでかけ応援制度」の無料化を 10 月 1 日～12 月 31 日の期間限定で実施 ○泉北ニュータウン地域での移動販売車やキッチンカー出店による買い物飲食サービス提供支援	○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施 ※自粛生活を続けていた高齢者の状況を知り、ICT 技術を活用した「デジタルフレイル予防」のモデル事業の実施により、健やかに過ごすためのポイントや工夫について検証“ウィズコロナ「フレイル予防」検証事業”の実施 ※「加齢性難聴」の方でも聞きとりやすいスピーカーであるロボット技術対話型支援機器を活用し、密を避け、飛沫を抑えるための「聴こえ」に関する実証プロジェクトの実施。 ※高齢者等を対象とする介護予防教室等で、非接触での身体機能の状況を把握する実証プロジェクト
神戸市	○神戸観光局公式ｲﾝｽﾀｸﾞﾗﾑでのﾊｯｼｭﾀｸﾞｷｬﾝﾍﾟｰﾝ ・神戸でも海外気分を味わえるｽﾎﾟｯﾄを紹介した WEB ｻｲﾄ「神戸で海外旅行」を開設。おすすめの観光資源の投稿を募集 ○主要駅でのﾃﾞｼﾞﾀﾙｻｲﾈｰｼﾞの掲出 ・ﾃﾞｼﾞﾀﾙｻｲﾈｰｼﾞを活用し、「神戸で海外旅行」ｷｬﾝﾍﾟｰﾝとあわせておすすめの観光ｽﾎﾟｯﾄを紹介 ○KOBE 観光ｽﾏｰﾄﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ ・市内の主な観光施設を周遊可能なﾁｹｯﾄﾚｽｸｰﾎﾟﾝの発行し、市民向けに割引価格で販売 ○近場観光推進のため、市民を対象としたプレミアム付宿泊等クーポンの抽選販売等を実施 ○「(仮称) 六甲・有馬ｱｰﾄ･ﾅｲﾄ･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」や芸妓を活用して有馬温泉の魅力発信などを展開	○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100 万円、補助率 3/4）（再掲） ○ｵﾝﾗｲﾝｽﾄｱへの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援　補助上限：30 万円/年、補助率 1/2 等）（再掲） ○商店街・小売市場お買い物券事業（再掲） ・ﾌﾟﾚﾐｱﾑ付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協調）及び地域経済の活性化 ○神戸の自然環境を活かした地域の活性化 ・六甲山上ｽﾏｰﾄｼﾃｨ構想 ・神戸 里山・農村地域活性化ﾋﾞｼﾞｮﾝ	○こうべ文化芸術･ｽﾎﾟｰﾂ活動応援事業（再掲） ・アーティストやライブハウス等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限 10 万円/人、上限 75 万円/施設） ・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助 （上限 50 万円/日・施設、補助率 1/2、県市協調） ・神出山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施 ・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施 ○with コロナ時代における野外活動の推進（再掲） ・ハイキング道・市民公園等の整備 ・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備 ・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トップスポーツチーム所属選手がレッスン動画を配信

別添２

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和２年１２月１９日
広　域　医　療　局

１．診療・検査医療機関等設置状況

（１２月１５日現在）

府県市名	診療・検査医療機関	地域外来・検査ｾﾝﾀｰ
滋賀県	497	9
京都府	532	5
大阪府	1,206	61
兵庫県	973	7
和歌山県	324	2
鳥取県	298	3
徳島県	307	4
京都市	※京都府に含まれる	-
大阪市	(453)	-
堺市	(89)	(5)
神戸市	(220)	(1)
計	4,137	91

(参考)

奈良県	170	8

２．検査（分析）の状況

（１２月１５日現在）
（件／日）

府県市名	PCR検査	抗原検査(定量･定性)	合計	備考
滋賀県	2,267	1,198	3,465	
京都府	4,500	5,400	9,900	
大阪府	9,512	12,788	22,300	
兵庫県	2,921	16,007	18,928	
和歌山県	3,318	490	3,808	
鳥取県	660	3,840	4,500	
徳島県	3,260	2,280	5,540	
京都市	※京都府に含まれる	-	-	
大阪市	(2,330)	(0)	(2,330)	民間医療機関の件数は含まない
堺市	(975)	(325)	(1,300)	
神戸市	(482)	0	(482)	民間医療機関の件数は含まない
計	26,438	42,003	68,441	

(参考)

奈良県	1,500	4,400	5,900	

※地方衛生研究所・保健所、民間検査機関、大学、医療機関等における最大限稼働した場合の検査数

３．検査需要の見通し　　（件／日）（１２月１５日現在）

府県市名	新型コロナウイルス感染症固有の検査需要	インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要	合計
滋賀県	720	2,670	3,390
京都府	2,000	7,500	9,500
大阪府	6,300	16,000	22,300
兵庫県	2,550	8,600	11,150
和歌山県	650	2,750	3,400
鳥取県	500	2,300	2,800
徳島県	500	3,000	3,500
計	13,220	42,820	56,040
奈良県	450	4,550	5,000

４．検査実績（人数）　［参考］　　（人）

府県市名	12月7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)
滋賀県	389	318	329	389	367	99	88	291
京都府・京都市	560	1,095	977	931	826	731	386	832
大阪府(堺市除く)	2,789	3,783	4,915	4,853	4,771	4,160	2,486	3,322
兵庫県(神戸市含)	1,193	1,286	1,335	1,397	1,738	1,540	1,185	1,189
和歌山県	77	118	129	152	112	151	94	207
鳥取県	64	95	68	18	4	6	17	40
徳島県	11	21	75	11	7	5	11	11
京都市	※京都府に含まれる		－	－	－	－	－	－
大阪市	※大阪府に含まれる		－	－	－	－	－	－
堺市	161	112	299	189	207	291	292	280
神戸市	677	570	集計中					
計	5,244	6,828	8,127	7,940	8,032	6,983	4,559	6,172
奈良県	462	460	434	503	572	226	259	100

※地方衛生研究所・保健所が行うＰＣＲ検査のうち行政検査

５．入院可能病院数等　　（１２月１５日現在）

府県名	入院可能病院数(機関)	うち感染症指定医療機関(機関)	受入可能病床数計(床)	うち感染症病床数(床)
滋賀県	16	7	213	34
京都府	32	7	680	38
大阪府	70	6	1,469	78
兵庫県	50	9	671	54
和歌山県	20	7	230	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	217	44	3,776	268
（参考）				
奈良県	11	5	467	24

６．都道府県調整本部の設置　（１２月１５日現在）

府県市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）32名、行政職員10名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		１名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
	本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
	新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部	
	福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応
	センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師３名（各医療圏）		４名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症 入院調整本部	24時間体制（一部オンコール）
	本部長：保健福祉部副部長（医師） 本部員(搬送調整Co.)：県医師会及び県内医療機関の医師７名		５名

（参考）

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）
	班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、 看護師1名、行政職員 4名		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

７．医療機関以外の受入体制　（１２月１５日現在）

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	2	271	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中
京都府	2	338	府内のホテルを確保
大阪府	7	2,019	ホテル7施設2,019室
兵庫県	7	988	県内の民間宿泊施設を確保
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	1	150	県内のホテルを確保 そのほか旅館、ﾘﾀｲﾔｲﾝﾌﾗを活用する方向で調整中
計	23	4,243	

（参考）

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保

８．受診・相談センターの設置状況　　（１２月１５日現在）

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル ・大津市保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
京都府	1	・専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・12保健所（平日９時～17時30分）中核市４保健所 ・県庁専用ダイヤル（24時間対応）
和歌山県	9	・８保健所（支所含む） ・和歌山市保健所（平日9:00～17:45）
鳥取県	4	・鳥取県看護協会（土日祝日を含む9時～17時15分） ・２保健所、鳥取市１保健所（上記以外の時間）
徳島県	1	・専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応） （６保健所でも対応）
京都市	※	※専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・１保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・１保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・１保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	53	

（参考）

奈良県	6	・県庁　　（土日祝日を含む24時間対応） ・４保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）

９．一般相談窓口の設置状況　　（１２月１５日現在）

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル（平日・土日祝８時30分～17時15分） ・大津市保健所（平日９時～17時）
京都府	1	・専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪府	1	・府庁（９時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル（24時間対応） ・中核市４保健所
和歌山県	2	・県庁（土日祝日を含む２４時間対応） ・和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	1	・県庁（平日８時30分～17時15分）
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	※	※専用ダイヤル（京都府・京都市共通で設置） （土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	40	

（参考）

奈良県	6	・県庁（土日祝日を含む　8時30分～17時15分） ・４保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）

別添３

令和２年１２月１９日
広 域 医 療 局

大阪府への看護師派遣等について

１　看護師派遣

大阪府からの関西広域連合及び全国知事会への看護師派遣要請に基づき、構成府県から次のとおり派遣済み又は派遣予定。

⑴ 派遣予定数　６府県１７名（※奈良県含む）
（全国知事会での総派遣予定数　１３府県２７名）

⑵ 派遣元府県　滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

⑶ 業務内容　「大阪コロナ重症センター」における新型コロナウイルス感染症患者の看護業務

⑷ 勤務開始　令和２年１２月１６日（水）から順次開始

２　保健師等派遣

厚生労働省の調整により、大阪府に対し保健師・薬剤師等を次のとおり派遣済み又は派遣予定。

⑴ 派遣予定数　３府県７名（全国知事会での総派遣数　９府県２１名）

⑵ 派遣元府県　京都府、鳥取県、徳島県

⑶ 業務内容　大阪市保健所における積極的疫学調査等

⑷ 勤務開始　令和２年１２月７日（月）から順次開始

別 添 4

全国知事会緊急提言等

●提言活動のうち知事会長によるもの

（11/20　政府主催・全国知事会議）【資料なし】

（11/23　第 13 回 新型コロナウイルス緊急対策本部）

① 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
② 新型コロナ「第３波」警戒宣言！

（11/24　西村　新型コロナ担当大臣　意見交換）

① 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言（再掲）
② 新型コロナ「第３波」警戒宣言！（再掲）

（12/14　国と地方の協議の場（令和２年度第３回））

③ 令和３年度予算編成及び地方財政対策について（抜粋）

（12/14　政府の新型コロナウイルス感染症対策本部を受けて）

④ 政府の新型コロナウイルス感染症対策について

（12/15　国の第３次補正予算案の決定を受けて）

⑤ 国の第３次補正予算案の決定を受けて

（12/16　西村大臣・赤羽大臣のＧｏＴｏ事業見直し表明を受けて）

⑥ 西村大臣・赤羽大臣のＧｏＴｏ事業見直し表明について

（12/18　西村　新型コロナ担当大臣　意見交換）【資料なし】

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、７～８月の感染の波を超える新規感染者数が発生する状況になるなど、「第３波」とも言える様相を呈している。我々４７人の知事は、国民・政府とともに、何としても爆発的な感染拡大を防ぐよう全力を尽くす所存である。

ついては、政府におかれても、下記の項目について迅速に対処されるよう提言する。

１　ＧｏＴｏキャンペーン事業について

○　ＧｏＴｏキャンペーン事業については、感染拡大防止と社会経済活動の引き上げの両立を図りつつ進められてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策分科会からも、感染状況がステージⅢ相当となった場合には対象地域からの除外も検討するよう提言されていることを踏まえ、ＧｏＴｏトラベル事業については、一時停止する地域を限定する選択肢を認めるとともに、出発地の限定も含めて国としての具体的な仕組みを早急に明らかにした上で、国と協力し各都道府県が地域の感染状況をステージⅢ相当と判断した場合には対象地域から除外する等、機動的な対応を行うこと。併せて、事業中止に伴うキャンセル料を国が負担するほか、事業者並びに利用者の混乱回避に向けた対策を講じること。

また、ＧｏＴｏイート事業については、クーポン販売停止やポイントの取扱いのあり方、対象期限などについて国として早急に具体的な取扱いを明示することとし、事業者及び利用者に対し、会食時のマスク着用、手指消毒等、「会食エチケット」の徹底を国においても強力に広報・啓発するとともに、利用人数の制限については、各都道府県において感染状況等の地域の実情に応じて柔軟に適用できるようにすること。

なお、ステージⅢの運用・判断について一層の明確化を図るとともに、国として責任を持って全国を通じたアクセル・ブレーキの切り替えをそれぞれの地域の実情を踏まえて判断し、適切かつ機動的に行うこと。また、対象地域の除外や事業の中止を行った場合は、事業期間の延長等、制度の柔軟な運用を併せて検討すること。

２　感染拡大防止に向けた事業者等への協力要請等について

○　この度の感染拡大を受けて、政府においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「協力要請推進枠」を創設し、感染防止対策に協力する事業者等への「協力金」の支払い等に対し財政支援を行うこととされたところであり、迅速な対応に感謝したい。今後、全国的な感染拡大地域の広がりとともに、当該地域での外出・営業制限の必要性が高まってくると考えられ、協力要請の対象地域の増加も想定されることから、引き続き各都道府県が円滑に感染防止対策を遂行できるよう、必要に応じ予備費を活用する等、切れ目のない財源措置を行うとともに、対象エリアの認定基準の明確化や交付限度額の弾力化、地方負担への財政措置等を検討すること。

また、事業者等への協力要請の実効性を担保するため、営業停止処分や店名公表等、罰則等の関係法への規定について、引き続き検討を進めること。

３　今後のコロナウイルス感染症対策について

○　各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、増大する医療・検査を賄うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を増額するとともに、交付上限額の見直し、手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、患者実態を踏まえた見直しを行うこと。

また、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症の治療に必要十分な病床の確保を図るほか、一般救急医療のひっ迫等の地域の実情に応じて、新型コロナウイルス感染症重点医療機関においても、新型コロナウイルス感染症以外の救急患者についても受け入れることができるよう、十分な医療体制を確保するために国として十分な財源措置を行うこと。

○　実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対しては、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給、新型コロナウイルスの抗原検査キットの安定供給及び個人防護具の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」におけるスタッフに対する危険手当の創設や罹患した場合の休業補償、事務職員を含む労災給付上乗せ補償の保険料支援を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や薬剤師等も含めた支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

○　発生状況の分析や国内外の研究成果を活かして、国において感染拡大防止対策を早急に確立するとともに、事業別ガイドラインの見直しなど機動的に有効な対策を展開すること。加えて、感染の拡大に対応できる大都市ＩＣＵ拠点の整備等、速やかに対処するとともに、人工呼吸器、ＥＣＭＯ等医療機器を管理する人材の育成等を行うこと。

また、国として、年末年始に向け、人の移動のあり方について検討するほか、若者等を含め実効性のある国民の行動変容を促す呼びかけを精力的に行うこと。

○　新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、インフルエンザワクチンの予防接種が進められているが、一部の医療機関では予約が取りづらい状況が発生していることから、地域ごとの在庫の偏在が生じないよう、国の主導により安定的な供給・流通の実現に向け目処を示すとともに、実効性のある体制を整備すること。

○　徹底的な感染拡大防止のため速やかにＰＣＲ検査等が実施できるよう弾力的な行政検査を地域で行うことを支援するとともに、今後増加が見込まれるＰＣＲ検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、ＰＣＲ検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする１日 20 万件の検査

を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査陽性の場合は、迅速にＰＣＲによる確定検査が行えるよう体制の整備を整え、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

４　医療機関等や福祉施設の経営安定化について

○　各地域の医療機関は感染拡大防止の最前線で診療・検査に尽力されているが、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しい状況となっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、国庫補助事業の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

○　薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。

５　新型コロナウイルス克服実現に向けて

○　新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。併せて、ワクチン接種に向けた体制整備を早急に図るとともに、現場への情報提供を行うこと。また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

○　クラスター事例について国・地方の情報共有を図るとともに、看護師やクラスター専門人材の派遣を国も中心的な役割を担って行うなど、各地のクラスター発生の予防・収束に向けた万全の対策を講じること。

６　水際対策について

○　感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後の入国制限緩和の見通しに応じた検査体制の抜本的強化、感染症危険情報レベル２の国からの入国者も含めた外国人の居所に係る情報の都道府県へ提供の徹底、空港等のＰＣＲ検査待機・検査場所の確保、検査結果が判明するまでの間の入国者・帰国者全員の留め置き、「ＣＯＣＯＡ」の利用促進、中長期滞在者の住民票提出推奨等を徹底すること。また、国の責任において十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなど、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにし、自治体への速やかな情報提供を行うこと。

○　外国人向けの健康観察等に関し、国においてワンストップ窓口（コールセンター等）を設置するとともに、多言語での情報発信や啓発を実施するほか、外

国人陽性患者等に対するコミュニケーション支援を行うこと。併せて、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策に関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供も含め、最善の措置を取ること。

７　偏見・差別行為・デマ等の排除について

○　感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定などの人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネット監視業務等に対する財政支援を行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

８　新型コロナの影響を被っている経済・雇用への支援について

○　新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援や需用創出・消費喚起対策として、持続化給付金等の再度の支給も含めリーマンショック時を上回る追加の経済対策を講じるとともに、地方自治体が地域の実情に応じた対策に取り組めるよう、予備費の活用や第３次補正も含め「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続を行うこと。特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

併せて、緊急特別融資や生活福祉資金貸付制度について、受付期間の延長や後年度の地方負担も含めた確実な財政措置を行うとともに、地域の公共交通の継続的経営に向けた支援等を十分に講ずること。

令和２年１１月２３日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉　嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井　伸治
副本部長	京都府知事	西脇　隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩　祐治
本部員	４３都道府県知事	

②

新型コロナ「第３波」警戒宣言！

我が国は、「第２波」を超える新型コロナ感染拡大の波の中にある。我々都道府県知事は連携し、『新型コロナ警戒体制』に入ることとした。

全国各地で生じているクラスターの情報や対策を共有しつつ、積極的疫学調査も含めた効果的な対策を講じることができるよう取り組むとともに、感染が拡大している地域に対して求めに応じた保健師・看護師の応援などの展開を進めることとし、全国知事会における協力体制を拡充強化していく。

また、感染が拡大している地域においては、状況に応じてＧｏＴｏキャンペーン事業の制限等について国と連携して機動的に実施するなど、あらゆる手段を尽くし、この難局を乗り切っていく覚悟である。

ついては、感染拡大の大きな波を乗り越えるため、国民の皆様におかれては、感染拡大防止へ格別のご協力をお願い申し上げる。

記

○ あなた自身やご家族、大切な人たちを守るため、食事中に会話するときも含めマスクを着用しましょう。

○ 感染リスクが高まる「５つの場面」に注意し、会食時は席の配置を斜め向かいにしたり、少人数・短時間で行うなど、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。

○ 体調が悪い時は会食、帰省・旅行、出勤など外出を避けましょう。また、年末年始は、人の移動が集中し「密」にならないよう帰省や旅行、初詣の時期を分散しましょう。

○ 事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、利用者の皆様は、ガイドライン遵守のステッカー等を掲示しているお店を利用しましょう。

○ 感染された方や医療従事者、またその家族などを、思いやり、支えあいの気持ちを持って応援しましょう。

令和２年１１月２３日

全　国　知　事　会

抜粋
③

令和３年度予算編成及び地方財政対策について

令和２年 12 月 14 日
地　方　六　団　体

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」などの本来的な課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- □　新型コロナウイルス感染症に関する取組
- □　地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実
- □　地方創生の推進
- □　デジタル化の推進
- □　防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- □　持続可能な社会保障の基盤づくり
- □　次世代を担う「人づくり」
- □　地方分権改革の着実な推進

□　新型コロナウイルス感染症に関する取組

○　今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢、感染状況等に即して、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用や第３次補正予算編成を含む追加の経済対策を講じるとともに、令和３年度以降も継続した予算措置を講じるなど、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注すること。

○　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、例えば、現時点で既に、全ての都道府県で臨時交付金の活用見込額が交付限度額を超えているなど、大幅な不足が見込まれることから、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

○　この度の感染拡大を受けて、国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「協力要請推進枠」を創設し、感染防止対策に協力する事業者等への「協力金」の支払等に対し財政支援を行うこととされた。今後、全国的な感染拡大地域の広がりとともに、当該地域での外出・営業制限の必要性が高まってくると考えられ、協力要請の対象地域の増加も想定されることから、引き続き地方が円滑に感染防止対策を遂行できるよう、必要に応じ予備費を活用する等、切れ目のない財源措置を行うとともに、対象エリアの認定基準の明確化や交付限度額の弾力化、地方負担への財政措置等を検討すること。また、事業者等への協力要請の実効性を担保するため、営業停止処分や店名公表等、罰則等の関係法への規定について、引き続き検討を進めること。

○　各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、増大する医療・検査を賄うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を増額するとともに、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、一般の入院協力医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。特に、年度途中における事業費の増大に対応するため、交付金の予算流用が柔軟にできるような事業区分の追加・見直しや事務の簡素化、予算の迅速な追

加交付、さらには予算の繰越処理など、年度末にかけて事務処理が滞ることのないよう柔軟な対応を行うこと。

○　新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。あわせて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと。

○　令和３年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。

○　感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するため、国における第３次補正予算編成や、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靭化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること。

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれることから、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補塡債の対象に追加すること。

○　新型コロナウイルスを完全に制圧するため、国は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。あわせて、ワクチ

ンの有効性及び安全性等について地方はもとより国民にも情報提供すること。また、ワクチン接種に向けて、現場に混乱が生じないよう、国の責任において、詳細な接種体制を早急に示すこと。さらに、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

○　クラスター事例について国と地方との情報共有を図るとともに、看護師やクラスター専門人材の派遣を国も中心的な役割を担って行うなど、各地のクラスター発生の予防・収束に向けた万全の対策を講じること。

○　Ｇｏ　Ｔｏ キャンペーン事業については、感染拡大防止と社会経済活動の引き上げの両立に大きく寄与してきており、継続的な消費喚起対策として、実施期間の延長等、柔軟に対応すること。ただし、新型コロナウイルス感染症対策分科会からも、感染状況がステージⅢ相当となった場合には対象地域からの除外も検討するよう提言されていることを踏まえ、Ｇｏ　Ｔｏ トラベル事業については、一時停止する地域を限定する選択肢を認めるとともに、出発地の限定も含めて国としての具体的な仕組みを早急に明らかにした上で、国と協力し各都道府県が地域の感染状況をステージⅢ相当と判断した場合には対象地域から除外する等、機動的な対応を行うこと。あわせて、事業中止に伴うキャンセル料を国が負担するほか、事業者及び利用者の混乱回避に向けた対策を講じること。また、Ｇｏ　Ｔｏ　Ｅａｔ事業については、クーポン販売停止やポイントの取扱いのあり方、対象期限などについて国として早急に具体的な取扱いを明示することとし、事業者及び利用者に対し、会食時のマスク着用、手指消毒等、「会食エチケット」の徹底を国においても強力に広報・啓発するとともに、利用人数の制限については、各都道府県において感染状況等の地域の実情に応じて柔軟に適用できるようにすること。なお、ステージⅢの運用・判断について一層の明確化を図るとともに、国として責任を持って全国を通じたアクセル・ブレーキの切り替えをそれぞれの地域の実情を踏まえて判断し、適切かつ機動的に行うこと。また、対象地域の除外や事業の中止を行った場合は、事業期間の延長等、制度の柔軟な運用を併せて検討すること。

○　新型コロナウイルス感染症拡大により影響を強く受ける中小企業・小規模事業者、農林漁業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資や政府系金融機関等による特別貸付の実施期間の延長、また、無利子期間

延長、保証料補助要件の緩和など、更なる資金繰り支援を強化すること。また、中小企業等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金の複数回給付や期間延長など、十分な支援を行うこと。さらに、光熱費や社会保険料などの事業用固定費についても負担軽減に係る制度を創設すること。

○　新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、今後成長が見込まれる分野等で雇用を創出するとともに、当該分野及び人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。また、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

□　地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実

○　新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において示された新たな経済・財政再生計画に基づき、地方が責任をもって、感染症の拡大防止対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確実に確保・充実すること。

○　地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

○　令和３年度の地方財政計画においても、令和２年度地方財政計画において創設された「地域社会再生事業費」を含め、地方が責任をもって感染症対策や地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出を確実に計上すること。

○　臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきで

あり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。また、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、あわせて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。

○　「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、引き続き着実に実施するとされている「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に記載のとおり、国庫補助金等については、地方の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

○　令和２年度で交付期限を迎える電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）を法律に基づく恒久的な制度とするとともに、交付単価を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

④

政府の新型コロナウイルス感染症対策について

本日の政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」において菅総理は、現下の感染拡大を踏まえ、ＧｏＴｏトラベルについて、現在の札幌市・大阪市に加え、東京都・名古屋市も対象に加え、さらには、１２月２８日から１月１１日まで全国一斉に停止する方針を打ち出された。この方針の効果をより高めるため、年末年始の休業・時短要請への協力金を１月最大１２０万円と倍増するとともに、医療従事者の処遇改善や病床確保支援を行うこととされたものであり、感謝申し上げる。

現場に立つ我々全国の知事は、政府はじめ医療関係者や事業者、そして、国民の皆様と一致協力し、連日緊迫度を強める新型コロナ「第三波」をステージ３までで、何としてもくい止め、年末年始明けには再び、社会経済活動を安心して行えるステージに復帰できるよう、全力を挙げて参る決意だ。

今後とも、政府におかれては、前線で感染拡大にあたる知事の意見を踏まえ、新型コロナ対策を断行されるようお願いする。

令和２年１２月１４日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長　徳島県知事　飯泉 嘉門

本部長代行　鳥取県知事　平井 伸治

⑤

国の第３次補正予算案の決定を受けて

本日、国において、先の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を速やかに具現化するものとして、一般会計歳出規模 19.2 兆円の第３次補正予算案が決定された。

特に、全国知事会が要望してきた額を上回る「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の 1.5 兆円の増額をはじめ、医療提供体制の充実に不可欠である「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の 1.3 兆円の増額、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の第一弾を含む 3.1 兆円の予算を計上したことは、全国知事会の提言を具現化いただいたものと感謝申し上げる。

さらに、次の内容が計上されており、全国知事会の提言に真摯に御対応いただいたものとして、高く評価する。

１　「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」について

医療提供体制の確保と医療機関等への支援として、診療・検査医療機関等への感染症拡大防止等への支援、ＰＣＲ検査・抗原検査の体制整備、ワクチン接種体制の整備など、全国知事会が数次にわたり提言してきたものであり、評価する。

２　「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」について

デジタル改革及びグリーン社会の実現として、地方団体のデジタル基盤改革支援やマイナンバーカードの普及促進に関する予算、「2050 年カーボンニュートラル」に向けた基金に２兆円を計上したこと、また、地域における民需主導の好循環の実現に向けて、Go To トラベル・イート事業の運用見直しを行った上での「来年６月末までの延長」、雇用調整助成金の特例措置等の「来年２月末までの延長」、緊急小口資金等の特例措置の延長に関する予算を計上したことは、全国知事会の提言に沿ったものであり、評価する。

３　「防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保」について

気候変動の影響により、激甚化、頻発化する自然災害や巨大地震への対策として、重要インフラに係る老朽化対策、「流域治水」の推進、耐震化・津波対策、高規格道路のミッシングリンク解消など、全国知事会が求める事前復興、再度災害防止の概念に基づく国土強靭化の推進に沿ったものであり、評価する。

国においては、この補正予算といわゆる「15 か月予算」として一体的に編成するとされている令和３年度当初予算編成に際しても、引き続き、全国知事会の提言が適切に具現化されることを強く期待する。

全国知事会としても、国と心を一つに、国難を克服し、ポストコロナ時代の持続的な成長軌道を実現できるよう、迅速に対応して参りたい。

令和２年 12 月 15 日

全国知事会　会長　　徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会　地方税財政常任委員会委員長　　宮崎県知事 河野 俊嗣

⑥

西村大臣・赤羽大臣のＧｏＴｏ事業見直し表明について

現下の深刻な感染状況を踏まえ各ＧｏＴｏ事業の見直しを表明されたことは、感染を抑え込むとの政府の断固たる姿勢を示すものとして評価したい。

今後それぞれの地域の感染状況を踏まえＧｏＴｏイート事業の取り扱いを適切に判断するなど、全国の知事が一丸となって、国と一致協力し新型コロナの感染封じ込めに全力を傾ける決意だ。

令和２年１２月１６日
全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部
本部長・全国知事会会長　徳島県知事　飯泉　嘉門
本部長代行　　鳥取県知事　平井　伸治